

# みえ森と緑の県民税

## 平成27年度事業成果報告書



森林づくりを県民みんなの力で

# 目次

## 第1 みえ森と緑の県民税の創設

- 1 森林、里山、竹林の現状 ..... 1
- 2 災害に強い森林づくりのための税の創設 ..... 2
- 3 みえ森と緑の県民税を活用した施策 ..... 3
- 4 みえ森と緑の県民税のしくみ ..... 4
- 5 使途の明確化等 ..... 5

## 第2 平成27年度事業の実績

- 1 平成27年度事業の実績額及び税収等実績額 ..... 6
- 2 基本方針別及び対策別実績額 ..... 8
- 3 県と市町の役割分担 ..... 8

## 第3 平成27年度事業の事例と評価

- I 土砂や流木を出さない森林づくり ..... 9
- II 暮らしに身近な森林づくり ..... 18
- III 森を育む人づくり ..... 22
- IV 木の薫る空間づくり ..... 28
- V 地域の身近な水や緑の環境づくり ..... 31
- VI みえ森と緑の県民税の制度運営 ..... 34

## 第4 資料編

# 第1 みえ森と緑の県民税の創設

## 1 森林、里山、竹林の現状 ※数値は創設時のものです。

私たちは、木材等の資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、様々な森林の「恵み」を享受しています。生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

林業活動が活発であった時代には、「木を植えて、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」によって森林の手入れがなされ、木材も利用されていました。

しかし、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域の過疎化・高齢化、獣害被害の増加などから森林所有者の経営意欲は減退し、林業離れが進み、手入れのされなくなった人工林が増加しています。

また、身近に存在する里山についても、私たちの生活様式が変化する中で日々の暮らしとは疎遠なものとなり、ヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなどして、森林の持つ様々な機能が低下しています。また、都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との関わりが弱まってきています。



### 【荒廃する森林の実例】

左：手入れ（間伐）不足の人工林。モヤシのような木は風雨に弱く、下草が生えていない斜面からは降雨時に土砂が流出します。

中：人家に迫る竹ヤブ。 右：ヤブ化した里山。

放置された竹林や里山では、枯損木等が発生し、暮らしの安全を脅かしつつあります。

県では、公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を目的とし、経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」とに森林を区分し、環境林においては公的森林整備、生産林においては林業活動を促進することによって森林の公益的機能の発揮を図っているところです。しかし、森林所有者や山村地域だけで森林を守り、その機能を維持することが困難となっています。

また、近年、集中豪雨の頻発が顕著となっています。図1-1は、本県の「猛烈な雨(1時間に80mm以上の雨)」の発生回数を表していますが、最近10年間(平成16年から25年)の発生回数は30年前の10年間(昭和59年から平成5年)に対して約3.8倍に増加しています。

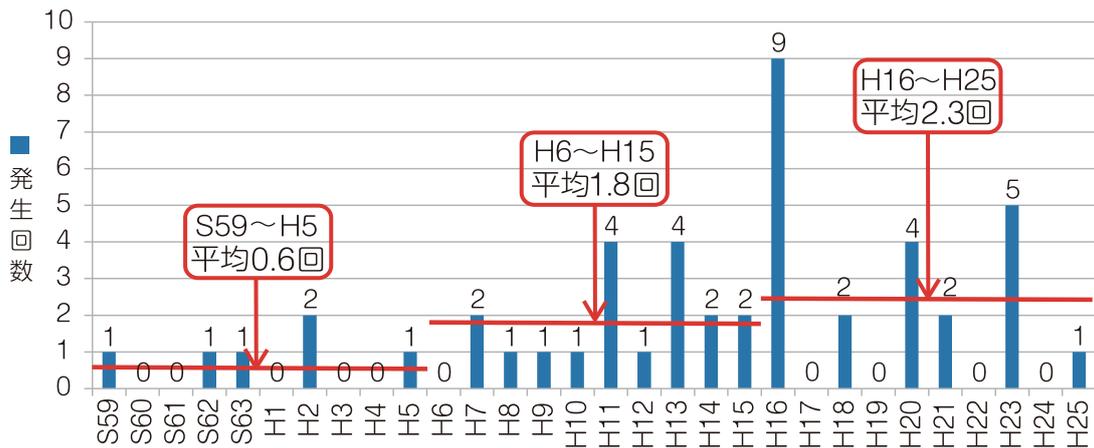


図1-1 三重県内の1時間降水量80mm以上の年間発生回数（20地点あたり）

これら異常気象に伴って発生する山崩れの影響は、山間部にとどまらず下流域まで巻き込んで広域化し、人家や公共施設、漁業にまで被害が及んでいます。近年では、平成16年9月の台風21号による災害で旧宮川村（現大台町）が、平成20年9月の集中豪雨による災害では菰野町が、平成23年9月の台風12号による紀伊半島大水害では県南部が甚大な被害を受けました。



【台風や豪雨による被害の状況】 左から順に

- ① 山崩れによって民家が被災（H16年9月台風第21号：旧宮川村）
- ② 土石流が発生し、宿泊施設が孤立（H20年9月豪雨：菰野町）
- ③ 橋梁に押し寄せた大量の流木（H23年9月紀伊半島大水害：熊野市）
- ④ 小学校を襲った土石流（H23年9月紀伊半島大水害：紀宝町）

## 2 災害に強い森林づくりのための税の創設

荒廃森林の増加が懸念される状況と、これら自然災害の発生状況を併せて考えた時に、県民の生命・財産を守るため、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を重点的かつ緊急に実現する必要があります。

一方、森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりが必要です。そのためには、森林を大切に思い育てる人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちのつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

「災害に強い森林」を実現し、将来に引き継ぐためには、多くの費用と時間を要し、計画的・持続的な取り組みが欠かせず、一定の財源を安定的に確保する必要があります。また、森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくために、その費用を県民に幅広く負担していただくことが適当と判断し、新たな税を導入することとしました。

### 3 みえ森と緑の県民税を活用した施策

災害に強い森林づくりを進めるため、山崩れや洪水など災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要です。これらを2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）として整理し、これらに連なる5つの対策を当面必要な事業として展開します。

#### (1) 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対 策	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
1. 土砂や流木を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。

#### (2) 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れるなど、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対 策	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
3. 森を育む人づくり	森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、児童・生徒をはじめ様々な県民に、森林や木材について学び・ふれあう機会を提供するなど、森と県民との関係を深める対策を進める。
4. 木の薫る空間づくり	木づかいを通じて森林を支えるため、県民の暮らしや公共空間において、建築からエネルギーまで幅広い用途での木材利用を促進するなど、木材と県民との関係を深める対策を進める。
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林や緑と親しむための環境整備など、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。

## 4 みえ森と緑の県民税のしくみ

### (1) 県と市町の役割分担

森林法の改正等により、近年、森林行政における市町の果たす役割の重要性が増しています。森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となることが求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設しました。

みえ森と緑の県民税を活用する事業（以下、「基金事業」という）を効果的に展開するための役割分担を次のとおり考えます。

県	基金事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。具体的には基本方針①のうち「土砂や流木を出さない森林づくり」を中心に行う。
市町	暮らしに身近な森林対策や、森林環境教育や都市住民が森林と触れ合う機会の創出等の住民と森林との関係を深める取組を担う。具体的には基本方針①のうち「暮らしに身近な森林づくり」と基本方針②を中心に行う。

### (2) みえ森と緑の県民税の負担方法

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、費用について県民に幅広く負担していただくという「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を採用しています。

この方式は、既存の税制度を活用することから簡便であり、徴税にかかるコストも新たな税制度を創設するより抑えることができます。

課税方式	県民税均等割の超過課税（県民税均等割に加算する）																		
納税義務者	<p>【個人】 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している個人 ただし、次のいずれかに該当する方には課税されない</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>【法人】 県内に事務所、事業所などを有している法人など</p>																		
税率（年額）	<p>【個人】 1,000円 【法人】 均等割額の10%相当額（年額2,000～80,000円） （均等割額は下表のとおり資本金等の額に応じて決まる）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（資本金等の額の区分）</th> <th>均等割額（年額）</th> <th>税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>20,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 ～ 1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 ～ 10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 ～ 50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）	1千万円以下	20,000円	2,000円	1千万円超 ～ 1億円以下	50,000円	5,000円	1億円超 ～ 10億円以下	130,000円	13,000円	10億円超 ～ 50億円以下	540,000円	54,000円	50億円超	800,000円	80,000円
区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）																	
1千万円以下	20,000円	2,000円																	
1千万円超 ～ 1億円以下	50,000円	5,000円																	
1億円超 ～ 10億円以下	130,000円	13,000円																	
10億円超 ～ 50億円以下	540,000円	54,000円																	
50億円超	800,000円	80,000円																	

税収規模	平年度10億6千万円（初年度8億1千万円）
徴収方法	【個人】 市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。

## 5 使途の明確化等

### (1) 基金の創設による使途の明確化

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。

超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民に対して明らかにするため、「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、超過課税相当分を基金に積み立てることと既存財源と区分して使途を明確化します。

### (2) 評価制度の創設

第三者による評価委員会を設置し、基金事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

### (3) 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開されてから効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごとにみえ森と緑の県民税評価委員会により施行の状況についての検討を行い、制度の見直しを行います。

## 第2 平成27年度事業の実績

### 1 平成27年度事業の実績額及び税込等実績額

#### (1) 平成27年度事業実績額

平成27年度は、みえ森と緑の県民税の税込額等の見込み額 10 億 5 千 402 万 6 千円のうち、10 億 5 千 391 万 9 千円を事業費として、基金事業を実施しました。

平成27年度の基金事業の実績額は9億9千947万3千円で、計画に比べて5千444万6千円の残余となりました。

表 平成27年度みえ森と緑の県民税を活用した事業の実績

基金事業名	計画	実績
災害に強い森林づくり推進事業	637,163 千円	584,489 千円
森を育む人づくりサポート体制整備事業	16,479 千円	18,512 千円
みえ森と緑の県民税市町交付金事業	395,250 千円	393,459 千円
みえ森と緑の県民税制度運営事業	5,027 千円	3,013 千円
合計	1,053,919 千円	999,473 千円

※ 災害に強い森林づくり推進事業の実績額には、次年度繰越 131,424千円を含みます。  
 ※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

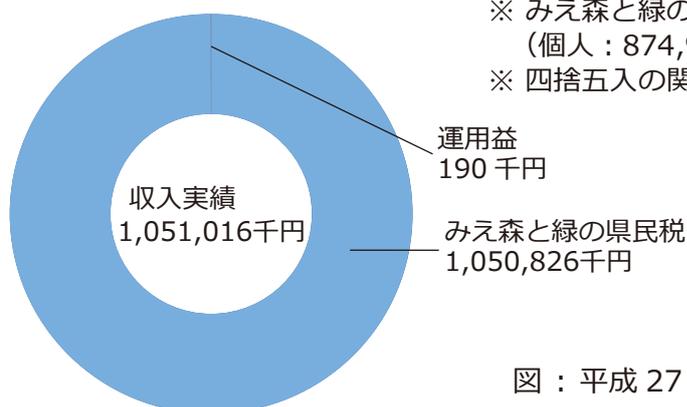
#### (2) 平成27年度税込等実績額

平成27年度の税込等実績は 10 億 5 千 101 万 6 千円で、計画に比べ、300 万 9 千円の減少となりました。

表 平成27年度みえ森と緑の県民税等の収入実績

区分	計画	実績	増減
みえ森と緑の県民税	1,054,000 千円	1,050,826 千円	-3,174 千円
運用益	26 千円	190 千円	165 千円
合計	1,054,026 千円	1,051,016 千円	-3,009 千円

※ みえ森と緑の県民税実績の内訳  
 (個人：874,923,063 円、法人：175,903,044 円)  
 ※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



図：平成27年度みえ森と緑の県民税等の収入実績

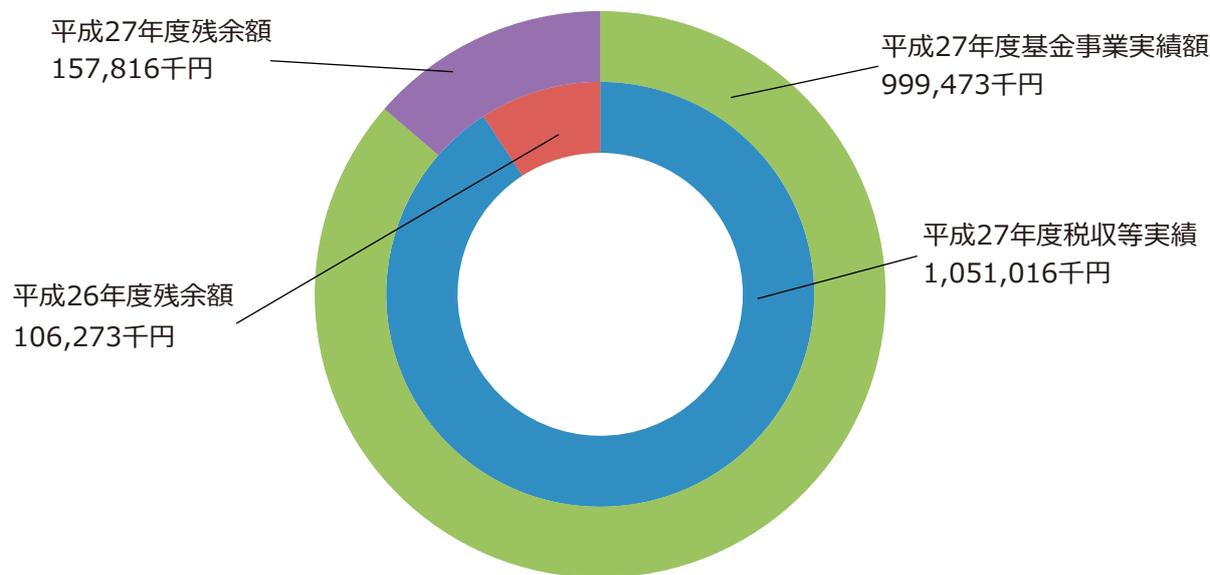
### (3) みえ森と緑の県民税残余等の取扱い

平成 27 年度の基金事業の残余金 5 千 444 万 6 千円と、税収見込みと支出計画の差額 10 万 7 千円、平成 26 年度の残余金 1 億 627 万 3 千円の合計から、平成 27 年度税収等の減少額 300 万 9 千円を除いた 1 億 5 千 781 万 6 千円については、次年度以降の基金事業に活用します。

表 次年度以降に活用する額

区 分	計 画	備 考
平成27年度基金事業残余額	54,553 千円	税収見込みと計画の差107千円を含む
平成26年度の残余額	106,273 千円	
税収等変動額	-3,009 千円	
合 計	157,816 千円	

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

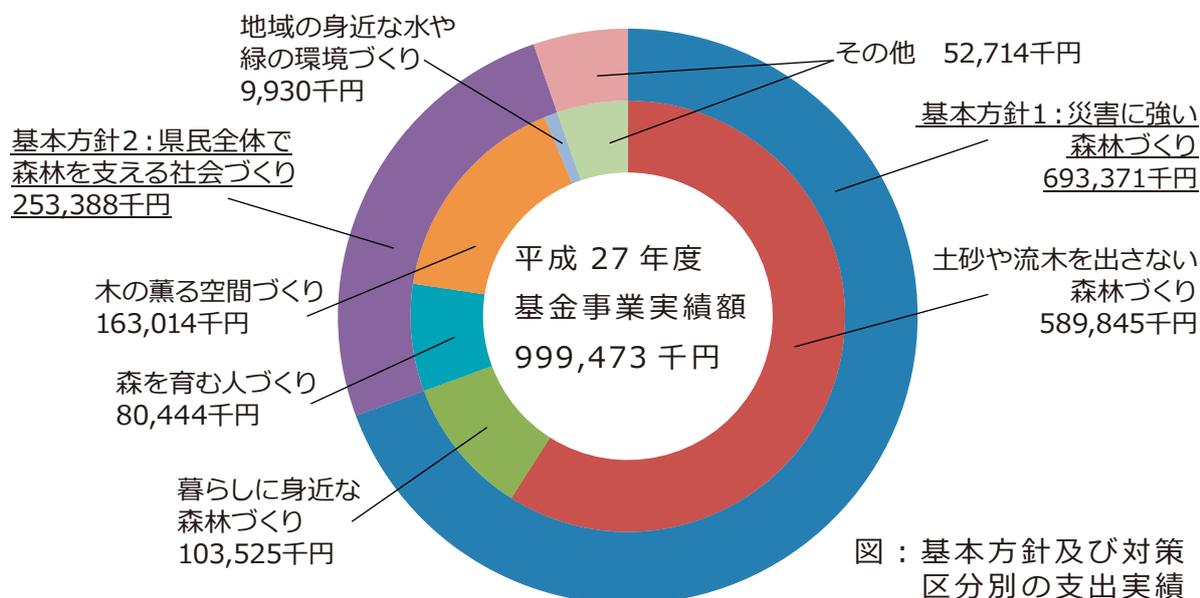


図：平成 27 年度みえ森と緑の県民税等の収入及び支出実績

## 2 基本方針別及び対策別実績額

基金事業の実績額を基本方針別、対策区別にみると、次のとおりです。

防災・減災の観点から災害に強い森林の早期実現を図るため、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策（基本方針1：災害に強い森林づくりのうち、対策区分1：土砂や流木を出さない森林づくり）に重点的に取り組みました。



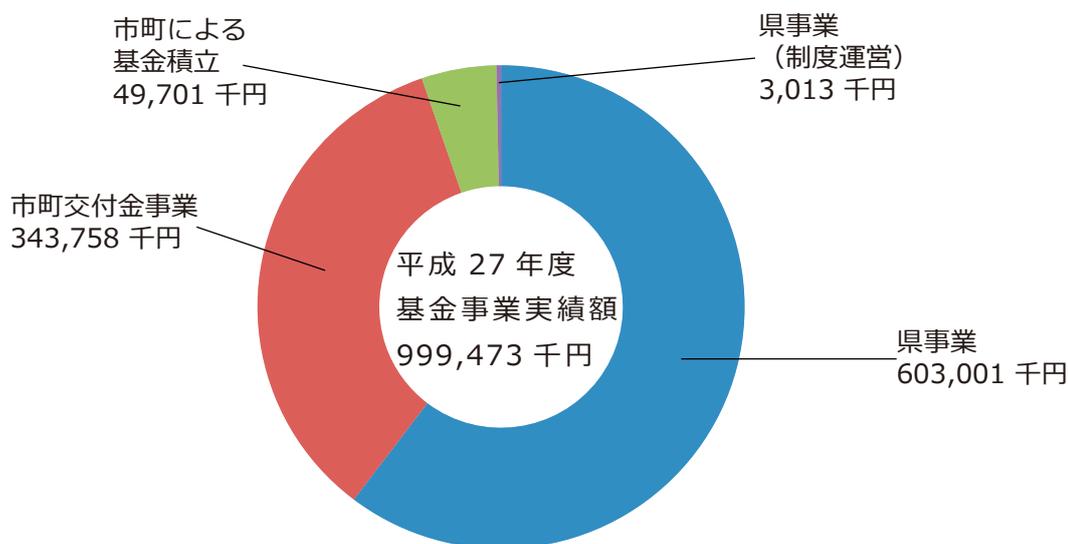
図：基本方針及び対策区別の支出実績

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

## 3 県と市町の役割分担

基金事業の効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を県が、住民と森林との関係を深める取組など地域の実情に応じた森林づくりの施策を市町が実施しました。

それぞれの実施主体による実績額は次のとおりです。



図：実施主体別の支出実績

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

# 第3 平成27年度事業の事例と評価

## I 土砂や流木を出さない森林づくり

### 1-1 災害に強い森林づくり推進事業

(みえ森と緑の県民税充当額H27実績584,489千円/H27計画637,163千円)

#### 1 事業の目的

- 渓流内の危険木の除去や、流木や土砂の流下を緩衝する渓流沿いの森林整備、倒木や土砂の渓流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備などを進め、流木災害等を抑制します。(災害緩衝林整備事業)
- 治山施設等に異常堆積した流木や土砂等が、豪雨時に流下して下流に被害を与えることを防ぎます。(土砂・流木緊急除去事業)

#### 2 事業の内容

- 災害緩衝林整備事業  
崩壊土砂流出危険地区において、①渓流部における流木になる恐れのある危険木の伐採・撤去②渓岸部における立木の大径化を促す調整伐と伐採木の撤去③山腹部における立木の根系発達を促す調整伐を行います。
  - 土砂・流木緊急除去事業  
崩壊土砂流出危険地区において、豪雨等によって流出し人家等に被害を与える恐れのある異常堆積した流木や土砂を撤去します。
  - 土砂流亡量調査 (効果検証にかかる調査・研究)
  - 航空レーザ測量データを用いたモニタリング調査 (効果検証にかかる調査・研究)
  - 立木引き倒し試験による根系抵抗カ調査 (効果検証にかかる調査・研究)
- ・実施主体：県

#### 3 平成27年度事業の実施状況

- 災害緩衝林整備事業  
平成27年度は、45箇所を実施しました。

表 平成27年度災害緩衝林整備事業実績

実施箇所数	危険木等除去体積	調整伐面積
45箇所(15市町)	4,891 m <sup>3</sup>	324 ha

※ 実績数値は、平成28年3月31日現在のものです。

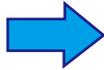


写真 災害緩衝林整備事業実施状況（溪流部の対策）  
大紀町（名古屋）

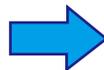


写真 災害緩衝林整備事業実施状況（溪流部、溪岸部の対策）  
松阪市（足谷）

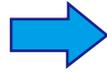
崩壊土砂流出危険地区の溪流部において、流木になる恐れのある危険木を伐採・除去しました。

また、過密な状態となっている溪岸部の調整伐を実施しました。

このことにより、立木が大径化し、上部から流出した土砂等に対する森林自体の抵抗力の増加が期待できます。



実施前

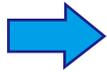


実施後

写真 災害緩衝林整備事業実施状況（山腹部の対策）  
津市（サムヤマ）



実施前



実施後

写真 災害緩衝林整備事業実施状況（山腹部の対策）  
紀宝町（大地山）

崩壊土砂流出危険地区の山腹部において、調整伐を実施しました。このことにより、立木の根系が発達し、斜面が安定化して表層崩壊が抑制される効果が期待できます。

さらに、根系が十分発達するまでの土砂等の流出抑制のため、伐倒木を利用して土砂止めを設置しました。



写真 伐倒木を利用した土砂止め

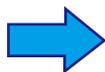
●土砂・流木緊急除去事業

平成 27 年度は、6 箇所を実施しました。

表 平成 27 年度土砂・流木緊急除去事業実績

実施箇所数	土砂撤去体積	流木撤去体積
6 箇所（4 市町）	31,720 m <sup>3</sup>	494 m <sup>3</sup>

※ 実績数値は、平成 28 年 3 月 31 日現在のものです。

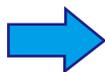


実施後

写真 土砂・流木緊急除去事業実施状況  
熊野市（清水谷）



実施前



実施後

写真 土砂・流木緊急除去事業実施状況  
熊野市（石間淵）

崩壊土砂流出危険地区の溪流沿いの森林を対象に、治山施設等に異常堆積した土砂や流木について、台風や豪雨の際に流出して下流に被害を与える恐れのあるものを撤去しました。

●土砂流亡量調査（効果検証にかかる調査・研究）

土砂受け法※を用いて土砂流亡量を観測し、災害緩衝林整備事業による山腹部の調整伐や土砂止の効果の検証を目的として実施します。

調査のために県内4箇所にて試験地を設定し、スギ・ヒノキ別に、調整伐の有無、獣害防止柵（シカ柵）の有無による土砂流亡量の違いを比較します。

平成27年度は、前年度に設定した県内4箇所の試験地で土砂流亡量の観測を行いました。同時に、雨量観測や地表面の被覆状況、光環境の調査を行いました。

これまでの観測の結果、下層植生、落葉落枝などの地表面被覆率が高い箇所ほど土砂流亡量が少ない傾向がみられました。

今後も引き続き、土砂流亡量を観測し、検証を進めていきます。



写真 設置した土砂受け箱（左）と流出した土砂等の分類（右）

※土砂受け法とは、土砂受け箱内に入った土砂等を1~2か月おきに回収し、細土（φ2mm未満）、礫（φ2mm以上）、落葉落枝に分類し、乾燥させて重量を測定するものです。

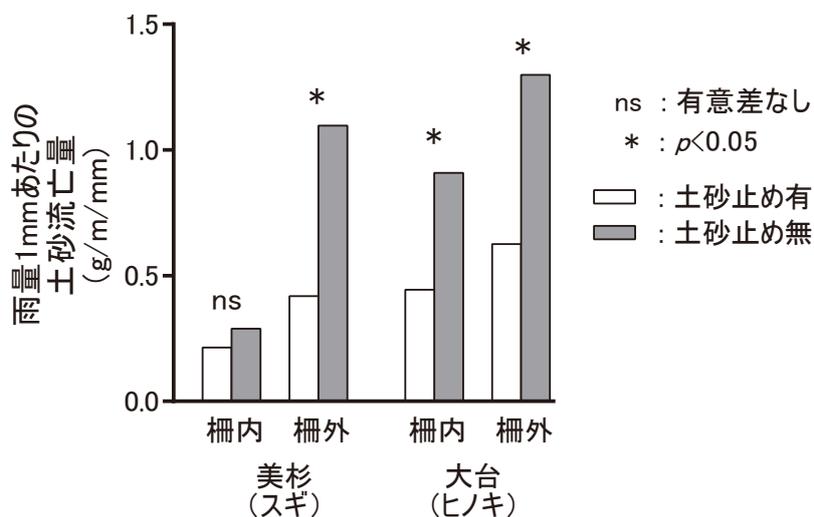


図 観測期間中の雨量1mmあたりの土砂流亡量

土砂流亡量が多かった美杉試験地（スギ）と大台試験地（ヒノキ）に注目したところ、美杉試験地（スギ）シカ柵外と大台試験地（ヒノキ）シカ柵内及びシカ柵外では、伐倒木を利用した土砂止めの効果が確認されました。

●航空レーザ測量データを用いたモニタリング調査（効果検証にかかる調査・研究）  
 溪岸部、山腹部での調整伐による大径化、光環境改善等の効果の検証を目的として実施します。

調査のために事業実施箇所等に試験地を設定し、調整伐前後と調整伐実施 3 年後に航空レーザ測量を実施します。さらに、大学との共同研究により、樹高や直径などの成長量や光環境、健全度などの変化量を推定できる広域モニタリング手法を確立します。

平成 27 年度は、前年度に航空レーザ測量を行った県内 3 箇所の試験地のうち、2 箇所で航空レーザ測量を行い、調整伐直後と着葉期の状態を把握しました。得られたデータは、現地調査のデータとあわせて共同研究先の大学に提供し、難抽出木の抽出や樹種判別技術、直径推定技術の開発などに取り組みました。今後は、直径や林内相対照度などの解析技術を開発し、これらにより調整伐後の森林状態の変化を広域的にモニタリングする予定です。

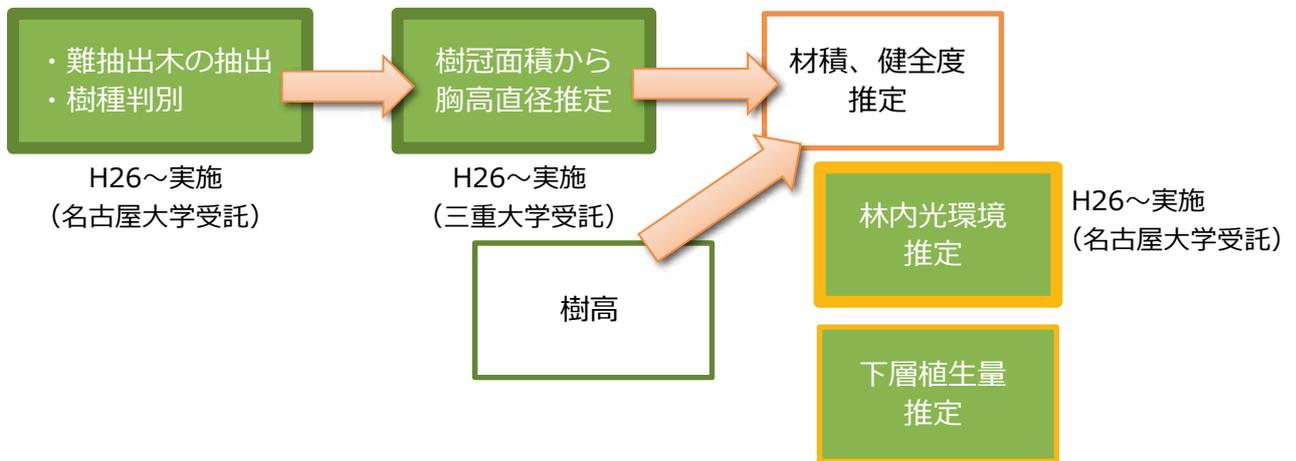


図 航空レーザ測量データによるモニタリング技術開発



図 難抽出木の抽出

立木密度(難抽出木の抽出)の解析技術を開発しました。白い点一つが樹木 1 本に対応します。

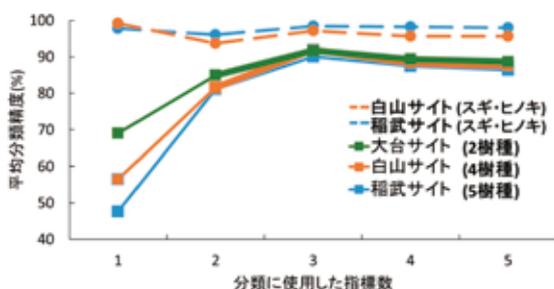


図 樹種判別の精度

スギ、ヒノキでは 90%以上の精度で個体の抽出と樹種の判別が可能です。

●立木引き倒し試験による根系抵抗力調査（効果検証にかかる調査・研究）

本事業で目標とする森林状態（胸高直径 30cm）になった際に、想定している土石流の流体力を上回る抵抗力が得られることを確認するため実施します。

調査のためにスギ、ヒノキ人工林で試験地を設定し、立木にワイヤーを掛けて引き倒し、ワイヤー荷重を測定します。

平成 27 年度は、胸高直径 18.8cm～39.6cm のスギ、ヒノキ 20 本の引き倒し試験を実施しました。既存のデータと合わせるとスギ、ヒノキともに本事業が想定している土石流の流体力を上回る抵抗力があることが確認されました。

今後も、引き続き試験を実施してデータを拡充していきます。

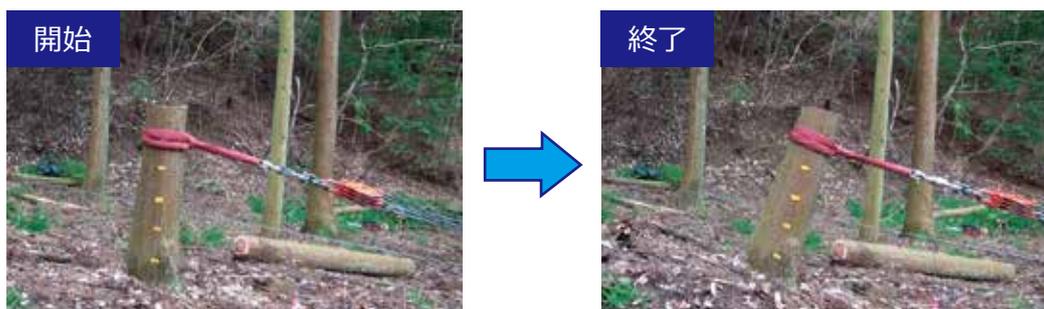


写真 引き倒し試験の状況

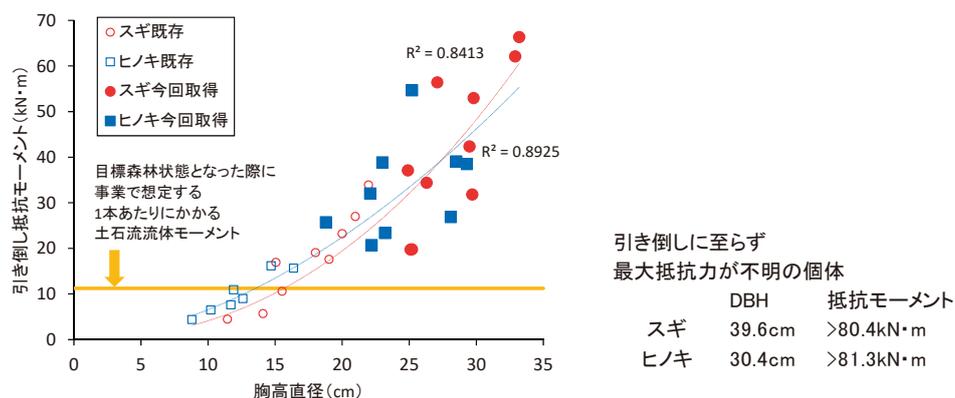


図 立木の胸高直径と引き倒し抵抗力の関係

4 評価委員会における第三者評価

●継続が妥当である

県民が安心して暮らせる環境づくりは重要であり、生活の安全・安心につながるため、今後も必要な事業であると評価する。

土砂・流木の除去は災害を防止するうえで効果的な取り組みであり、評価する。一方で、広報活動は、山奥にある施工地への看板設置やホームページに留まっている。

今後は、県及び市町村庁舎等での現場写真掲示など、より積極的な広報活動を検討して取り組まれない。

また、実績報告書の記載にあつては、コスト削減につながった要因や受益者数などの数値的な実績についても記載されたい。

## 1-2 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H27実績5,356千円)

ほか市町による基金積立3,879千円)

### 1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫した、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な施策の展開を支援することにより、土砂や流木を出さない森林づくりを推進します。

### 2 事業の内容

- 溪流内の倒木や流木の除去
- ・実施主体：市町

### 3 平成27年度事業の実施状況

平成27年度は、溪流内の倒木や流木の除去に2町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢	0	0	0
南伊勢	1町	1事業	1,226千円
伊賀	0	0	0
尾鷲熊野	1町	1事業	4,130千円
合計	2町	2事業	5,356千円



実施前



実施後

写真【河川周辺森林立枯木整備事業】（紀北町）

集中豪雨等で堆積した土砂により枯れた立木を伐採、搬出しました。下流の集落や港への立枯木や倒木の流出が抑制され、地域の安全・安心につながりました。

伐採撤去した立枯木：286本

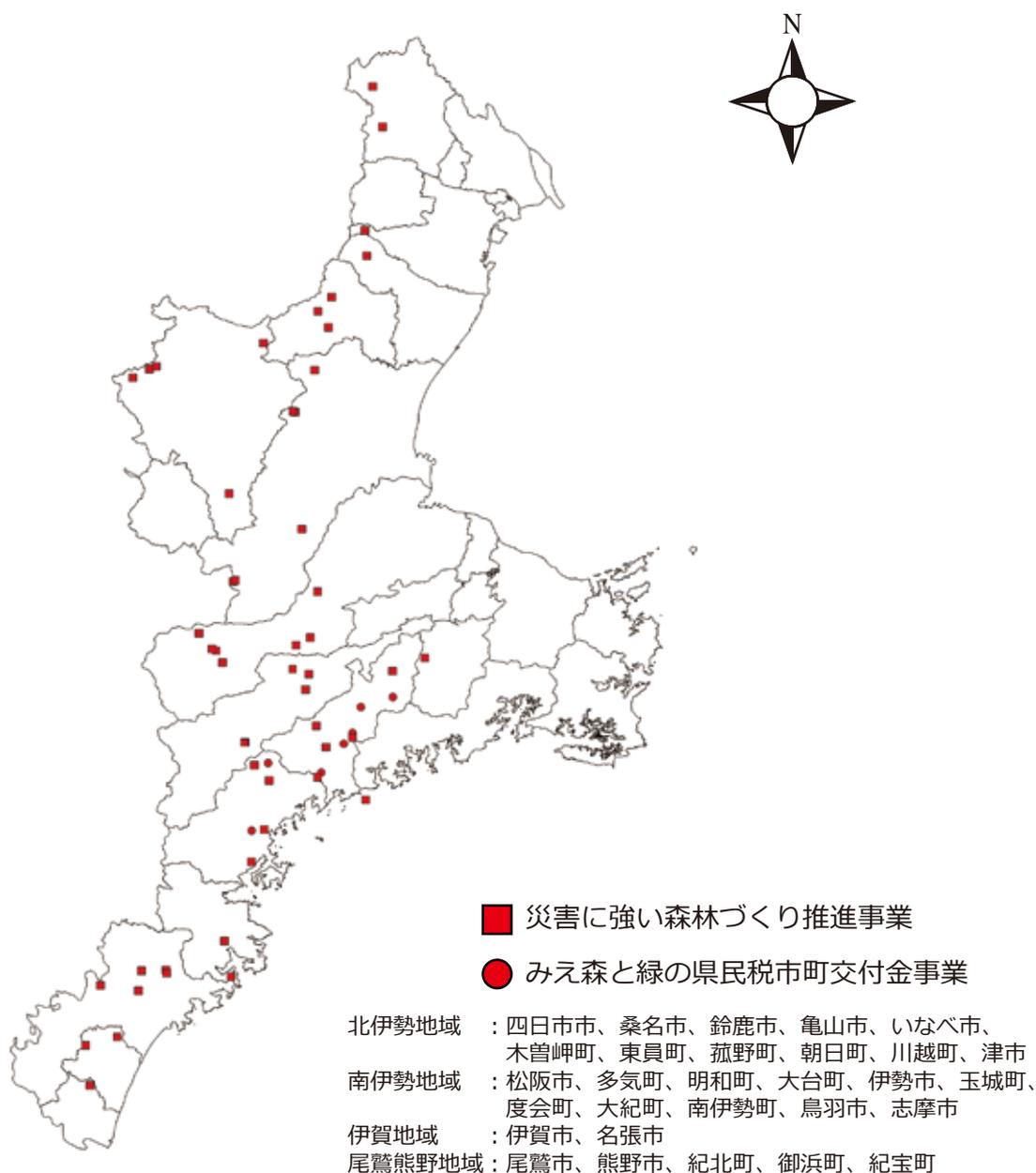
#### 4 評価委員会における第三者評価

##### ●継続が妥当である

個人の負担では実施困難な流木等の除去や立枯木の伐採撤去が実施されており、税の投入もやむを得ない。下流域の安全確保のために緊急度が高く、必要な事業である。また、伐採木を木質バイオマスとして利用し、多少とも事業費に還元している点も評価できる。

今後は、受益者や地域住民、森林所有者の反応を把握するなど、事業実施による意識の変化を把握し、実績報告書に反映するよう努められたい。

## 2 土砂や流木を出さない森林づくり実施箇所位置図



## Ⅱ 暮らしに身近な森林づくり

### 1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H27実績103,525千円

ほか市町による基金積立17,121千円)

#### 1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫した、県民の暮らしに関わりの深い森林における生活環境の保全や向上のために必要な施策の展開を支援することにより、暮らしに身近な森林づくりを推進します。

#### 2 事業の内容

- 里山や竹林の整備
- 人家裏や道路沿い等の危険木の除去
- 病虫被害木の伐倒駆除や防除
- 森林の針広混交林化
- ・実施主体：市町

#### 3 平成27年度事業の実施状況

- 里山や竹林の整備  
平成27年度は、11市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢	4市町	6事業	37,909千円
南伊勢	4市町	4事業	17,870千円
伊賀	1市	1事業	4,187千円
尾鷲熊野	2町	2事業	847千円
合計	11市町	13事業	60,813千円



#### 写真

【みんなの里山整備活動推進事業】(伊賀市)

地域のみなさんの主体的な参加のもと、地域や生活に密着した緑の環境づくりや里山・竹林を再生するため、自治会等が行う活動を支援しました。

活動した自治会等：22団体

- 人家裏や道路沿い等の危険木の除去  
平成 27 年度は、9 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢	2 市	2 事業	4,288 千円
南伊勢	3 町	3 事業	18,366 千円
伊賀地	1 市	1 事業	2,602 千円
尾鷲熊野	3 市町	4 事業	6,136 千円
合 計	9 市町	10 事業	31,392 千円



写真【危険木伐採事業】（紀北町）

人家に隣接し、倒れて被害を及ぼす恐れのある山林内の危険木について、緊急に伐採等する必要がある場合に限り、伐採費用を自治会に補助しました。集中豪雨や強風時の倒木による危険性を未然に回避し、地域の生活環境の向上と、安全・安心につながりました。

伐採した危険木：127 本



写真【学びにやさしい里山再生事業】（紀宝町）

通園路、通学路沿いや、学校敷地周辺の利用されずに荒廃した里山において倒木の恐れのある危険木を伐採しました。伐採時は、伐木による校舎等の損傷に注意を払いました。

実施箇所数：5 箇所（矢淵中学校ほか）（写真は矢淵中学校）

- 病虫被害木の伐倒駆除や防除  
平成 27 年度は、5 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢	3 市町	3 事業	2,968 千円
南伊勢	2 市	2 事業	6,684 千円
伊賀	0	0	0
尾鷲熊野	0	0	0
合 計	5 市町	5 事業	9,652 千円



写真

【森林整備事業】（伊勢市）

観光名所である二見海岸林の景観保全と倒木による観光客への被害を防止するため、森林病害虫による松枯れを予防するための薬剤を樹幹注入しました。

樹幹注入本数：314本

- 森林の針広混交林化  
平成 27 年度は、1 市が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢	1 市	1 事業	1,669 千円
南伊勢	0	0	0
伊賀	0	0	0
尾鷲熊野	0	0	0
合 計	1 市	1 事業	1,669 千円



写真

【いなべ市環境防災林整備事業】（いなべ市）

山林作業が滞り、放置された森林の受光伐を行いました。広葉樹の更新による森林の保全を図ります。

#### 4 評価委員会における第三者評価

##### ●継続が妥当である

危険木除去や森林病虫害対策、住民等による里山整備など、地域の安全につながる暮らしに身近な森林づくりがなされており、評価できる。

一方で、当該税を活用したことの周知が十分ではない事業が見受けられる。

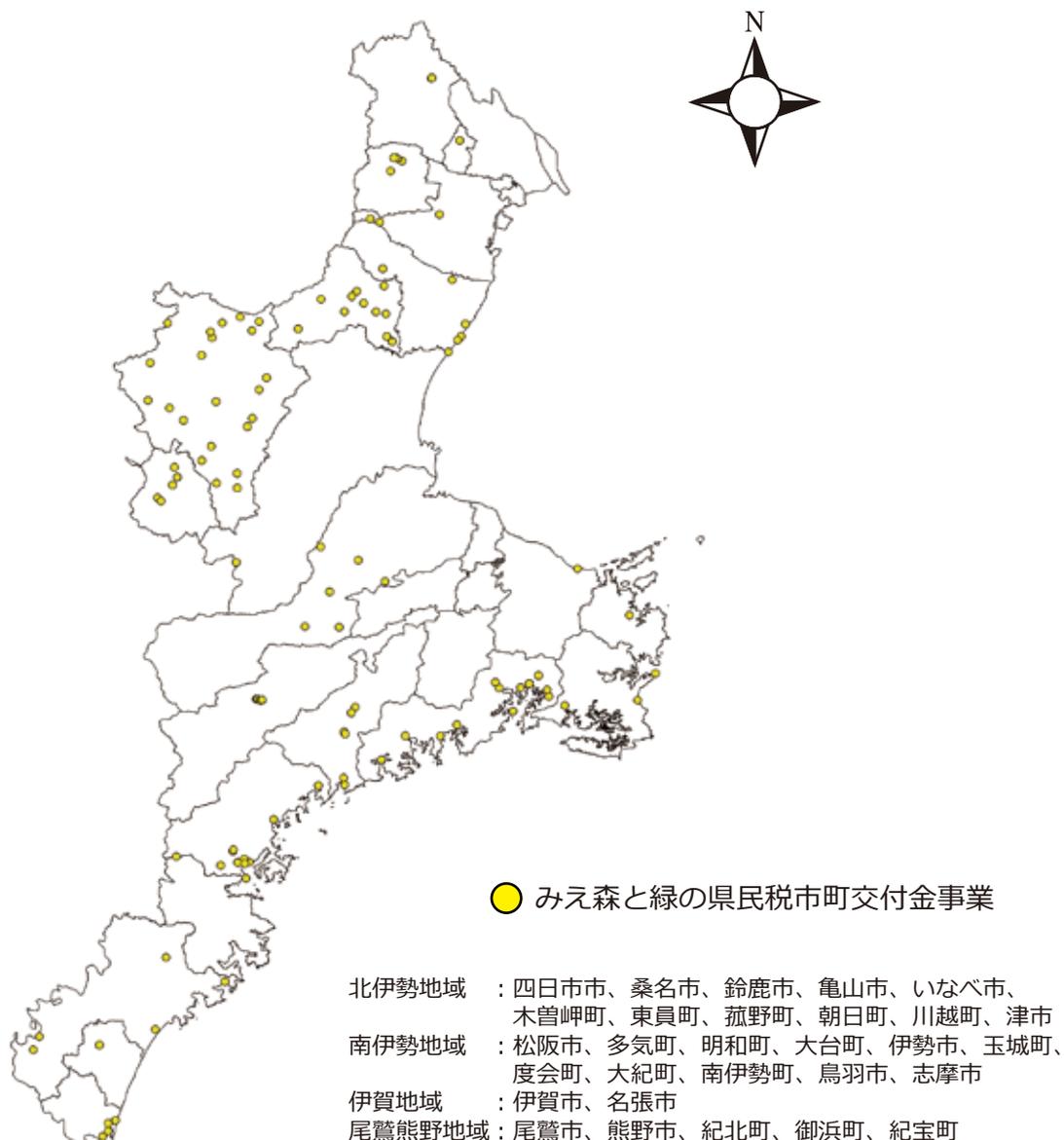
今後は、より積極的な広報活動に取り組むとともに、実績報告書の記載にあつては、事業の目的や効果などを詳細に記載されたい。

また、受益者や森林所有者から事業の感想や評価を得るなど、事業実施による地域住民等の意識や地域の変化を把握されたい。

なお、地域住民等の活動に対する支援については、公的関与のあり方など、当該税の趣旨をより深く理解して実施されるよう努められたい。

また、「工夫が必要である」と評価された事業については、今後の事業実施にあたり、工夫を加えられたい。

## 2 暮らしに身近な森林づくり実施箇所位置図



### Ⅲ 森を育む人づくり

#### 1-1 森を育む人づくりサポート体制整備事業

(みえ森と緑の県民税充当額H27実績18,512千円/H27計画16,479千円)

##### 1 事業の目的

- 森林環境教育指導者育成などにより、森林環境教育・木育を推進します。
- 森づくりに関する技術研修会などの開催により、森づくりを推進します。

##### 2 事業の内容

- 森づくり推進員の配置  
地域で行う森林環境教育・木育や森づくり活動を促進するため、森づくり推進員を配置します。
- 森林環境教育・木育の推進  
森林環境教育指導者育成のための研修会開催や、地域で行う森林環境教育・木育のコーディネートを行います。
- 森づくりの推進  
森づくり活動者のための研修会開催や、森づくり活動に必要な物品の貸出を行います。  
・実施主体：県

##### 3 平成 27 年度事業の実施状況

- 森林環境教育・木育の推進  
平成 27 年度は、未就学児や小学校低学年の児童を中心とした、木に親しみ、木の良さを知ってもらう木育の取組を、より強く推進しました。  
また、平成 26 年度に引き続き、指導者の習熟状況に合わせた講座・研修や学校教職員を対象とした講座、「みえの森フォトコンテスト」、森林環境教育・木育のコーディネート、小学生向けの教科書副読本作成を行いました。

表 平成27年度三重県の木のおもちゃのPR『ミエトイ・キャラバン』

イベント名	開催場所	開催日
みえ森林フェスタ 2015	鈴鹿市	平成 27 年 10 月 24 日
子育て応援わくわくフェスタ	紀北町	平成 27 年 11 月 14 ～ 15 日
みえ環境フェア 2015	津市	平成 27 年 12 月 6 日
山と海をつなぐ植樹祭	南伊勢町	平成 28 年 1 月 24 日
近鉄観光列車つどい	伊勢市・鳥羽市・志摩市	平成 28 年 2 月 (土・日・祝日)
ミエトイ・キャラバン in 東員	東員町	平成 28 年 3 月 19 ～ 21 日
森つなぎプロジェクト成果発表	四日市市	平成 28 年 3 月 27 ～ 28 日



写真 ミエトイ・キャラバン

三重県で作られている木製玩具を「ミエトイ」と位置付け、各種イベントでPRしました。  
(左：もりぼーる、右：ミエトイ・キッズスペース)



動画【つかって元気に！】

約6分間で「木を使うことが森を育てる」ことを解説する森林環境教育・木育動画を作成しました。  
(協力：青山高等学校放送部)

表 平成27年度森林環境教育・木育指導者育成研修

名称	内容
森林環境教育指導者養成講座 (知識編)	森林の多面的機能についての講話や森林林業に関する議論、森林環境教育講座組立練習
森林環境教育指導者養成講座 (技術編)	伝える(解説する)技術(インタープリテーション)習得のための講話及び実習
森林環境教育指導者養成講座 (実践編)	森林環境教育の実践能力向上を図るため、イベント(森の学校)の企画及び実践
木育インストラクター養成講座	身近な樹木の活用や木育の意義、子どもへの伝え方を学ぶ木育インストラクター養成講座を実施
森のせんせいスキルアップ研修1	森林の持つ多面的機能を理解し、伝える技術を学ぶLEAFローカルインストラクター研修を実施
森のせんせいスキルアップ研修2	森のせんせいの役割を理解し自らの知識や技術を伝える能力を習得するコミュニケーション研修を実施
森のせんせいスキルアップ研修3	野外活動を行う際のリスクやその対処方法を理解する安全管理研修を実施
森づくり体験研修	実際の林業作業を実践、体験することで幅広い知識と技術を習得するための植樹体験
学校教職員森林環境教育講座	森林環境教育の意義や実践方法等を習得する講座



写真 森のせんせいスキルアップ研修2

森のせんせいの役割等についてグループ討議を行い、発表することにより伝える能力の習得を図りました。

表 森林環境教育・木育コーディネート実績

市町	学校名	市町	学校名
いなべ市	だいあん 市立大安中学校	津市	いしんでん 市立一身田中学校
津市	みなみりっせい 市立南立誠小学校	津市	いしんでん こくじ 市立一身田中学校 国児分校
	きたりっせい 市立北立誠小学校		みさと 市立美里中学校
	くしがた 市立櫛形小学校	名張市	こもはら 市立薦原小学校
	くりま こくじ 市立栗真小学校 国児分校	伊勢市	県立伊勢まなび高等学校



写真 森林環境教育・木育コーディネート  
(津市立美里中学校)

小中学校などでの取組を支援するため、指導者の紹介や授業内容の相談対応など、森林環境教育・木育をコーディネートしました。

●森づくりの推進

平成 27 年度は平成 26 年度に引き続き、森づくりに関する適正な技術や安全管理についての 4 種類の研修と、森づくり活動に必要な道具の貸出を行いました。

表 平成27年度森づくり活動研修

名 称	内 容
森づくり活動初心者講習（現地実習）	チェーンソー安全衛生講習受講者を対象とした、チェーンソーの操作実習
森づくり活動初心者講習 （チェーンソー安全衛生講習）	安全な森づくり活動を促進するためのチェーンソー安全衛生講習
森づくり活動スキルアップ講習	伐採木の搬出技術習得のためのロープウィンチを活用した搬出実習
刈払機取扱作業安全衛生教育講習会	刈払機の安全な取扱い及び安全な作業について学ぶための実習



写真 森づくり活動スキルアップ研修

ロープウィンチを活用して伐採木の搬出技術を習得するための実習を行いました。

4 評価委員会における第三者評価

●継続が妥当である

指導者育成や森林環境教育に意欲的に取り組んでおり、評価できる。

森を育む人づくりには時間がかかるため、継続して実施するとともに、森林環境教育・木育を実施したことでの意識の変化を把握するよう努められたい。

## 1-2 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H27実績61,932千円

ほか市町による基金積立27千円)

### 1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫した、森や緑を大切に思い・育む人づくりのための施策の展開を支援することにより、森を育む人づくりを推進します。

### 2 事業の内容

- 小中学生対象の森林環境教育
- 小中学校等への木製机・イスの導入
- 住民対象の森林環境教育
- その他、森を育む人づくり  
(住民対象の啓発イベントの開催、木製遊具等の配布や導入、森林環境教育施設の整備等)
- ・実施主体：市町

### 3 平成27年度事業の実施状況

- 小中学生対象の森林環境教育  
平成27年度は、7市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢	3市町	3事業	1,109千円
南伊勢	2市	2事業	3,331千円
伊賀	1市	1事業	2,468千円
尾鷲熊野	1町	1事業	200千円
合計	7市町	7事業	7,108千円



#### 写真

【里山体験事業】(志摩市)

森林の持つ多面的な機能の重要性を学ぶため、「木とふれあう」「森林の保全」「山の恵み」をテーマとした体験学習を実施しました。

テーマ「山の恵み」では、地元住民の方を講師として、炭焼き体験を行いました。

- 小中学校等への木製机・イスの導入  
平成 27 年度は、4 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢	0	0	0
南伊勢	3 市町	3 事業	20,098 千円
伊賀	0	0	0
尾鷲熊野	1 市	1 事業	381 千円
合 計	4 市町	4 事業	20,480 千円



写真

【県産材を活用した学校机・イス整備事業】  
(多気町)

木材について学び、県産材にふれあう機会を提供するため、小学校に県産材の机・イスを整備しました。 導入した学校数：5 校(全町立小学校)

- 住民対象の森林環境教育  
平成 27 年度は、8 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢	4 市町	4 事業	2,793 千円
南伊勢	1 町	1 事業	100 千円
伊賀	1 市	1 事業	292 千円
尾鷲熊野	2 町	2 事業	930 千円
合 計	8 市町	8 事業	4,115 千円



写真

【森と緑の環境教育事業】(紀宝町)

子どもから大人まで多くの住民が森や緑について学び、自然の魅力を再発見することができるよう、里山写真家と竹工芸作家による講演会やワークショップなどを実施しました。

#### 4 評価委員会における第三者評価

##### ●継続が妥当である

木質化や木製品導入と併せた森林環境教育や幼少期からの木育、地域の広範囲に及ぶ森林環境教育・木育が実施されており、評価できる。

一方で、当該税を活用したことの周知が徹底されていない。

今後は、広報にも力を入れるとともに、実績報告書の記載にあつては、事業の目的や効果などを詳細に記載されたい。さらに、木工体験や学習イベントについては、一過性のものに終わらない工夫があるとよい。

なお、子どもを対象とした森林環境教育・木育は学校教育と密接な関係にあるため、学校での取り組みの継続性を確保し、家庭や地域へその効果が広がるよう、引き続き、学校への支援や教育委員会との連携を大切にして森を育む人づくりを進められたい。

## 2 森を育む人づくり実施箇所位置図



## IV 木の薫る空間づくり

### 1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H27実績163,014千円

ほか市町による基金積立25,600千円)

#### 1 事業の目的

- 市町が地域の実情に応じて創意工夫した、県民の暮らしや公共空間における幅広い用途での木材利用などの施策の展開を支援することにより、木づかいを通じて森林を支える社会づくりを推進します。

#### 2 事業の内容

- 公共施設等の木造・木質化
- 公共施設等への木製品配備
- その他、木の薫る空間づくり  
(県産材利用住宅等への支援、木質バイオマス利用促進)
- ・実施主体：市町

#### 3 平成27年度事業の実施状況

- 公共施設等の木造・木質化  
平成27年度は、10市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢	0	0	0
南伊勢	5市町	7事業	40,471千円
伊賀	1市	1事業	19,450千円
尾鷲熊野	4市町	5事業	62,075千円
合計	10市町	13事業	121,996千円



#### 写真

【バザールわたらい整備事業】(度会町)

多くの住民が利用する宮リバー度会パークの食堂・売店に県産材のウッドデッキを整備し、住民が県産材に親しむ機会を創出しました。

年間利用者：約20,000人



写真

【磯部地区幼保一体化施設整備事業】（志摩市）  
 幼少期から木と触れ合える保育環境を提供するため、磯部地区幼保一体化施設の内装（床、壁）を県産材で木質化しました。



写真

【湯ノ口温泉森林保養施設整備事業】（熊野市）  
 市立の湯ノ口温泉森林保養施設のバンガローを県産材で整備しました。  
 県産材使用量：50.84㎡

●公共施設等への木製品配備

平成 27 年度は、7 市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢	3市町	9事業	25,562 千円
南伊勢	3町	3事業	5,463 千円
伊賀	0	0	0
尾鷲熊野	1市	1事業	3,323 千円
合 計	7市町	13事業	34,348 千円



写真 左【木材利用促進事業】（朝日町）  
 中【道の駅津かわげの備品等木質化】（津市）  
 右【木のぬくもりを感じる図書館づくり事業】（尾鷲市）

多くの住民が利用する教育文化施設（朝日町）、道の駅（津市）、図書館（尾鷲市）に県産材のテーブルやベンチ、特産品陳列棚、机、イスを整備して、木の薫る空間を提供しました。

#### 4 評価委員会における第三者評価

##### ●継続が妥当である

公共施設や学校等に三重県産の木材が使われることは県産材の利用促進に資するものであり、高く評価する。

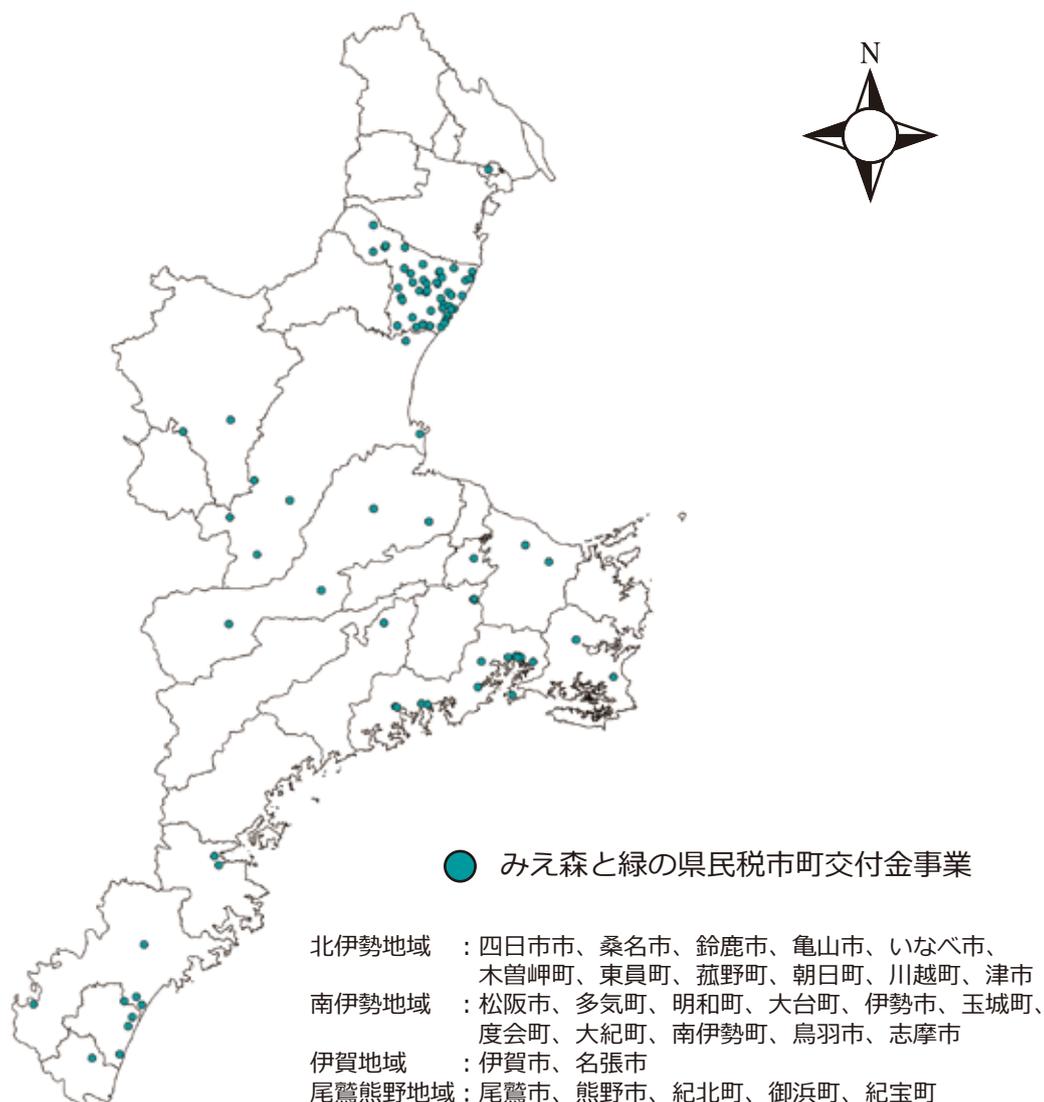
一方で、当該税を活用したことの周知が徹底されていない。

今後は、三重県の森林の現状と税の趣旨を周知するパネルや看板の設置など、工夫して広報にも力を入れるとともに、実績報告書の記載にあつては、事業の目的や効果などを詳細に記載されたい。さらに、県産材を使用した空間での森林環境教育・木育の実施を検討されたい。また、この事業をきっかけとして、県民が木の薫る空間を実感できるよう、継続した事業実施を検討されたい。

なお、木造住宅建築に対する支援については、当該税の趣旨をより深く理解して実施されるよう努められたい。

また、「工夫が必要である」と評価された事業については、今後の事業実施にあたり、工夫を加えられたい。

## 2 木の薫る空間づくり実施箇所位置図



## V 地域の身近な水や緑の環境づくり

### 1-1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

(みえ森と緑の県民税充当額H27実績9,930千円

ほか市町による基金積立3,074千円)

#### 1 事業の目的

- 市町が地域の实情に応じて創意工夫した、森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林や緑と親しむための環境整備などの施策の展開を支援することにより、身近な水や緑の環境づくりを推進します。

#### 2 事業の内容

- 身近な公園等の整備
- 保育園や公園等の緑化
- その他、地域の身近な水や緑の環境づくり  
(緑化活動の支援)
- ・実施主体：市町

#### 3 平成27年度事業の実施状況

- 身近な公園等の整備  
平成27年度は、4市町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢	0	0	0
南伊勢	1町	1事業	1,150千円
伊賀	1市	1事業	1,200千円
尾鷲熊野	2市町	2事業	1,896千円
合計	4市町	4事業	4,246千円



写真

【登山道整備事業】(度会町)

獅子ヶ岳登山道をはじめとする度会町の主要な観光資源である登山道において、登山道案内看板等の設置や急傾斜箇所の歩道の整備を行いました。登山道整備延長：176m、看板設置数：16基



写真

【森とのふれあいの道整備事業】（紀宝町）

住民団体が森林を健康づくりの場とするために歩道などを整備するための費用を助成しました。

登山道整備延長：2,500m

●保育園や公園等の緑化

平成 27 年度は、3 町が取り組みました。

表 地域別実施状況

地 域	実施市町数	実施事業数	交付金額
北伊勢	3 町	3 事業	4,789 千円
南伊勢	0	0	0
伊賀	0	0	0
尾鷲熊野	0	0	0
合 計	3 町	3 事業	4,789 千円



写真

【森と緑とふれあう環境づくり事業】（朝日町）

幼保一体化施設の園庭を緑化することで、園児が緑にふれられる育成環境を提供しました。

芝生の苗植えには園児も参加しました。

芝生化面積：686㎡



写真

【公共施設の緑化事業】（川越町）

児童館の広場に芝生を張り、利用する子ども達が緑にふれて遊べる環境を整備しました。

芝生の苗植えには子どもも参加しました。

芝生化面積：217㎡

#### 4 評価委員会における第三者評価

##### ●継続が妥当である

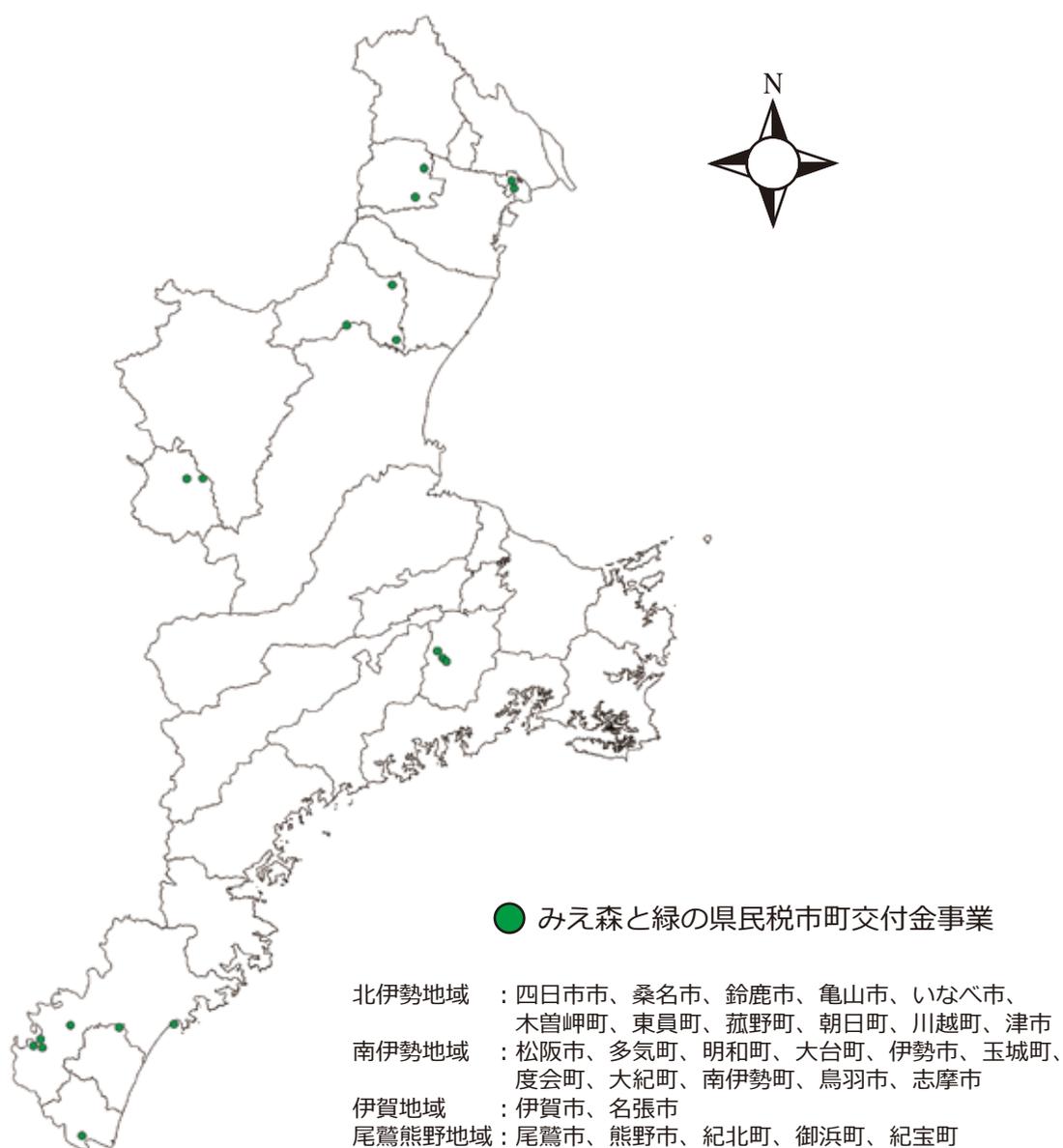
幅広い世代を対象として、身近な緑に触れる活動や環境整備が実施されていることは、高く評価する。

一方で、当該税を活用したことの周知が徹底されていない。

今後は、広報にも力を入れるとともに、実績報告書の記載にあつては、事業の目的や効果などを詳細に記載されたい。さらに、芝生の苗植え体験や植樹などを入口として、森林の大切さを感じるような取り組みへと展開する必要がある。

また、「工夫が必要である」と評価された事業については、今後の事業実施にあたり、工夫を加えられたい。

## 2 地域の身近な水や緑の環境づくり実施箇所位置図



## VI みえ森と緑の県民税の制度運営

### 1-1 みえ森と緑の県民税制度運営事業

(みえ森と緑の県民税充当額H27実績3,014千円/H27計画5,027千円)

#### 1 事業の目的

- みえ森と緑の県民税の周知を通じた森づくりの重要性などの普及啓発やみえ森と緑の県民税評価委員会の運営等を行い、制度の円滑な運営を図ります。

#### 2 事業の内容

- みえ森と緑の県民税評価委員会の運営
- みえ森と緑の県民税の広報
- その他、制度運営に必要な内容  
(基金事業実績データの管理等)
- ・実施主体：県

#### 3 平成 27 年度事業の実施状況

- みえ森と緑の県民税評価委員会の運営  
みえ森と緑の県民税評価委員会条例に基づいてみえ森と緑の県民税評価委員会を開催しました。

表 みえ森と緑の県民税評価委員会委員

委員氏名	所属団体等	分野
大浦 由美	和歌山大学観光学部教授	学識経験者
川崎 淑子	三重県消費者団体連絡協議会	消費者
小林 慶太郎	四日市大学総合政策学部教授	学識経験者
新海 洋子	環境省中部環境パートナーシップオフィス・フポ・デューサー	NPO 活動
玉置 保	紀北町立紀北中学校長	教育
南条 七三子	税理士・東海税理士会三重県支部連合会	税制・企業経営
藤井 恭子	皇學館大学現代日本社会学部准教授	学識経験者
別所 浩己	三重県中小企業団体中央会	商工
松村 直人	三重大学大学院生物資源学研究科教授	学識経験者
吉田 正木	吉田本家山林部代表・三重県林業経営者協会	林業

※ 五十音順・敬称略 平成 28 年 3 月末現在

【平成 27 年度第 1 回みえ森と緑の県民税評価委員会】

- 1 日時 平成 27 年 7 月 14 日（火）
- 2 出席委員 6 名（欠席 4 名）
- 3 議題
  - (1) 平成 26 年度第 1 回みえ森と緑の県民税評価委員会での意見
  - (2) 平成 25、26 年度事業評価の進め方
  - (3) 平成 25 年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績
  - (4) 平成 26 年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績

【平成 27 年度第 2 回みえ森と緑の県民税評価委員会】

- 1 日時 平成 27 年 8 月 4 日（火）
- 2 出席委員 9 名（欠席 1 名）
- 3 議題
  - (1) 平成 27 年度第 1 回みえ森と緑の県民税評価委員会での意見
  - (2) 平成 25 年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価
  - (3) 平成 26 年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価
  - (4) 平成 27 年度みえ森と緑の県民税基金事業計画の報告

【平成 27 年度第 3 回みえ森と緑の県民税評価委員会】

- 1 日時 平成 28 年 2 月 18 日（木）
- 2 出席委員 7 名（欠席 3 名）
- 3 議題
  - (1) みえ森と緑の県民税基金事業の評価方法の見直しについて
  - (2) 平成 27 年度みえ森と緑の県民税基金事業の進捗報告

【みえ森と緑の県民税評価委員現地視察】

- 1 日時 平成 28 年 2 月 18 日（木）
- 2 出席委員 7 名
- 3 場所 亀山市内
  - 災害緩衝林整備事業：口洗場（亀山市関町沓掛）（県事業）
  - 市町交付金事業：里山・竹林生活環境保全支援事業（亀山市事業）



写真

【平成 27 年度第 3 回みえ森と緑の県民税評価委員会】

基金事業の評価方法の見直しについて、議論されました。

## ●みえ森と緑の県民税の広報

みえ森と緑の県民税を活用した事業の内容を広報し、制度への県民理解を促進しました。



写真 左【みえ森と緑の県民税平成 26 年度事業成果発表会】  
中【環境基礎講座】右【みえ環境フェア 2015】

平成 26 年度事業の実施成果を報告する発表会を開催したほか、環境学習指導者養成講座や各種イベントへの出展などにより、みえ森と緑の県民税の趣旨と用途を広報しました。広報にあたっては、リーフレットや啓発物品を活用しました。



【平成 27 年度版リーフレット】  
平成 26 年度事業の様子を多数掲載し、ショッピングセンター等へ配架したほか、説明会等で配布や説明を行いました。



【みえ森と緑の県民税のぼり旗】  
みえ森と緑の県民税を活用して実施するイベント等開催時の広報に活用するため、のぼり旗を作成しました。

## 4 評価委員会における第三者評価

### ●継続が妥当である

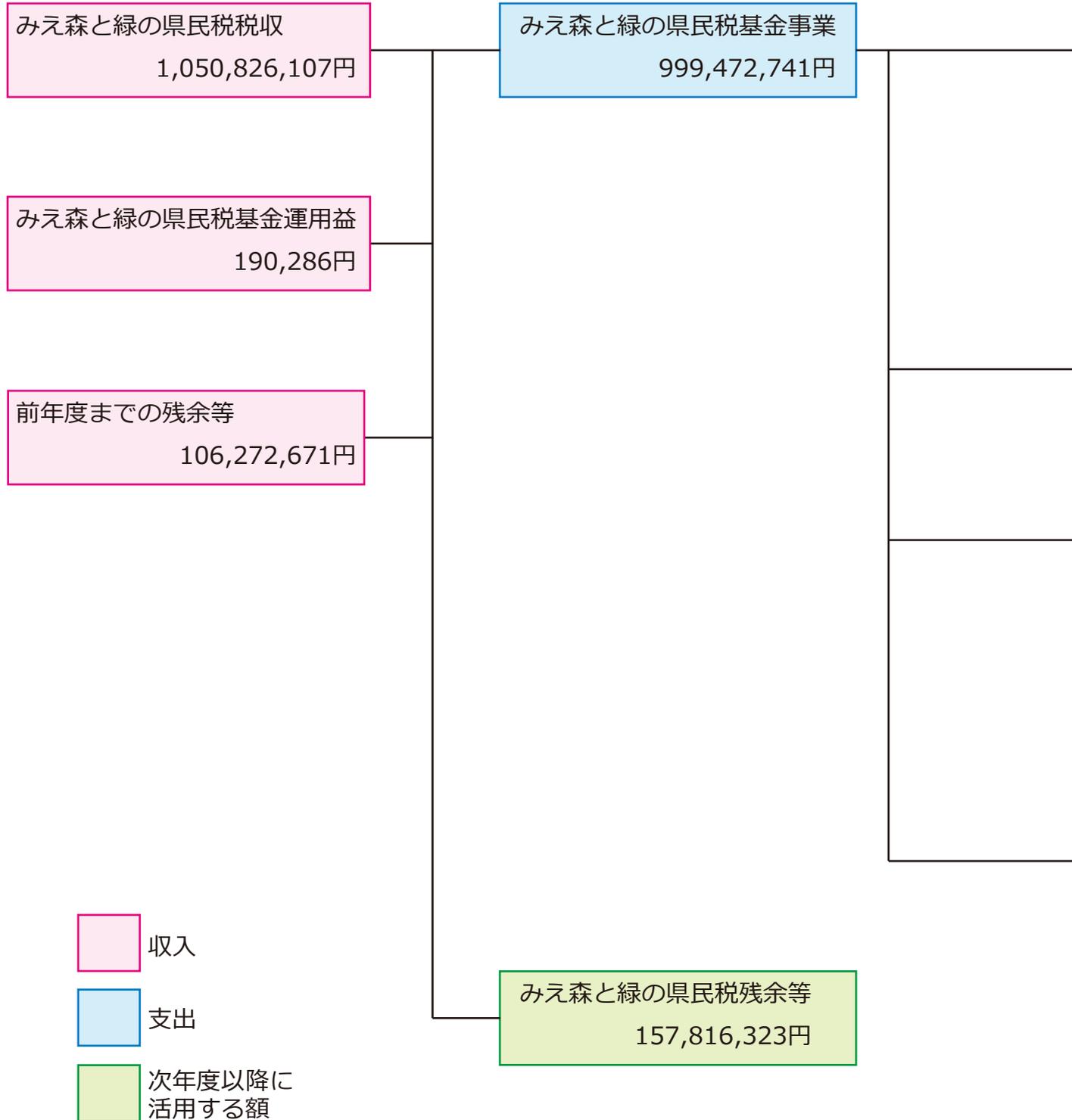
一部で周知が徹底しているとは言えない事業も見受けられるが、広報活動にも力を入れていることもあり、当該税について県民に浸透しつつある点で評価できる。

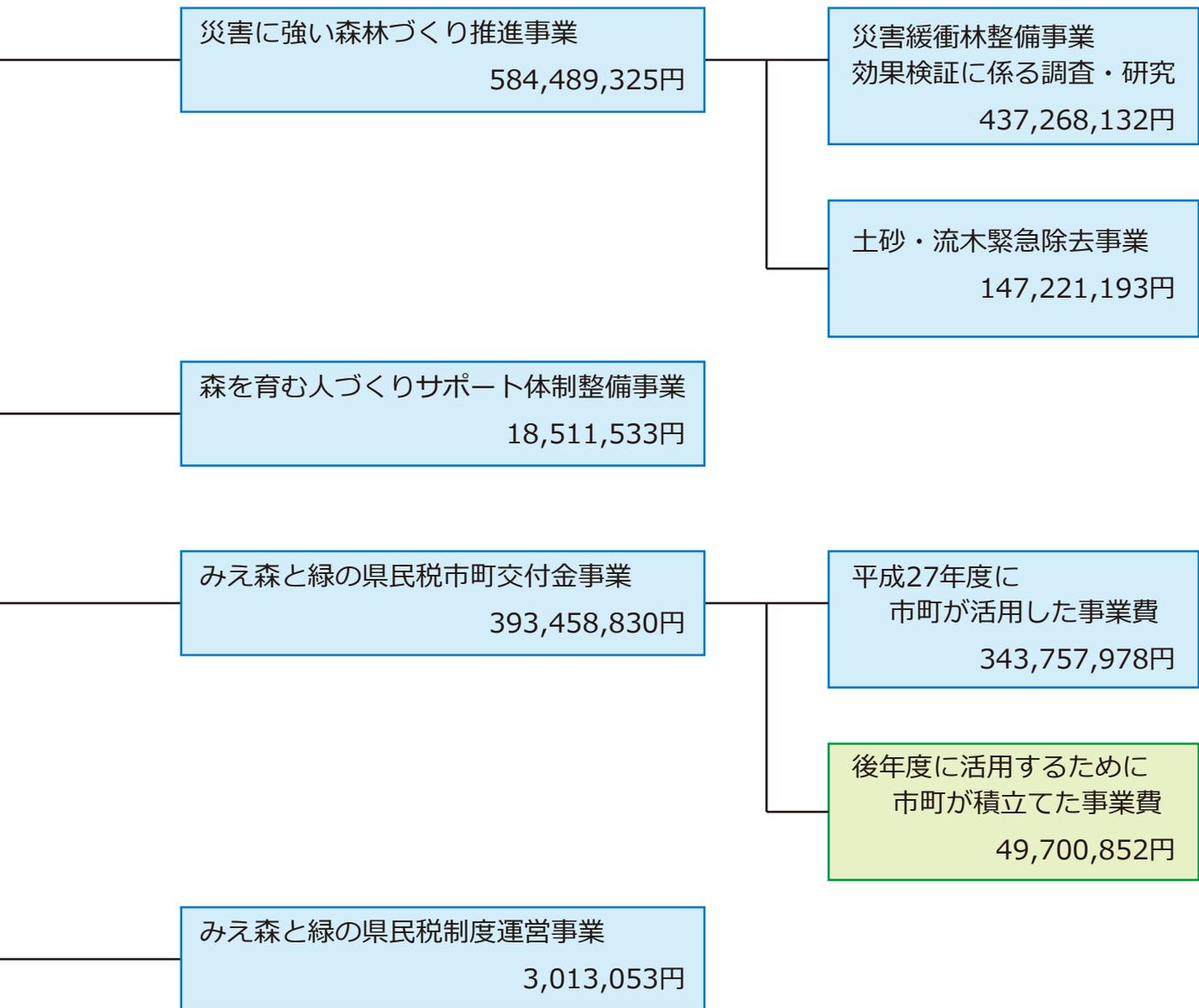
今後は、既存のアンケート調査活用などにより県民意識の変化を把握し、客観的な評価が可能となるよう取り組む必要がある。

なお、実績報告書において「今後、取り組む予定」とされた内容が着実に実行されるよう、市町と継続的な意見交換を図りたい。

# 第4 資料編

## 平成27年度みえ森と緑の県民税基金事業の構成





※ 災害に強い森林づくり推進事業の実績額には、次年度繰越 131,424,135円を含みます。



# 災害に強い森林づくり推進事業 実施箇所

## 1 災害緩衝林整備事業

市町	大字等	地区名	危険木等 除去堆積	調整伐面積
いなべ市	藤原町山口	空谷（好谷）	108 m <sup>3</sup>	2.17 ha
鈴鹿市	小岐須町	大間谷	13 m <sup>3</sup>	4.65 ha
四日市市	水沢町	冠山	7 m <sup>3</sup>	0.20 ha
亀山市	関町沓掛	口洗場	26 m <sup>3</sup>	4.96 ha
亀山市	白木町	北河内	12 m <sup>3</sup>	1.70 ha
津市	芸濃町河内	小舟山	31 m <sup>3</sup>	3.87 ha
津市	美杉町杉平	サムヤマ	48 m <sup>3</sup>	25.19 ha
津市	美杉町杉平	ミズタニ	30 m <sup>3</sup>	0 ha
津市	美杉町八手俣	ワキガノ	58 m <sup>3</sup>	9.18 ha
津市	美里町桂畑	梅ノ木沢 1	20 m <sup>3</sup>	3.76 ha
津市	美里町桂畑	梅ノ木沢 2	9 m <sup>3</sup>	1.94 ha
松阪市	飯南町上仁柿	足谷	72 m <sup>3</sup>	8.26 ha
松阪市	飯南町有間野	井ノ本	37 m <sup>3</sup>	6.27 ha
松阪市	飯高町野々口	西又谷川	130 m <sup>3</sup>	11.78 ha
松阪市	飯高町乙栗子	麦尾	64 m <sup>3</sup>	1.96 ha
松阪市	飯高町月出	軒谷	49 m <sup>3</sup>	1.38 ha
松阪市	飯高町乙栗子	谷地奥	177 m <sup>3</sup>	18.86 ha
松阪市	飯高町加波	風呂谷	314 m <sup>3</sup>	11.40 ha
大台町	江馬	後谷	1,021 m <sup>3</sup>	13.66 ha
大台町	藪	井丸谷	486 m <sup>3</sup>	14.39 ha
大台町	栗谷	余谷	553 m <sup>3</sup>	14.29 ha
大紀町	大内山	定本（奥唐子）	75 m <sup>3</sup>	28.29 ha
大紀町	大内山	栗ヶ谷	55 m <sup>3</sup>	10.76 ha
大紀町	大内山	名古谷	34 m <sup>3</sup>	5.58 ha
大紀町	永会	藤ヶ谷	20 m <sup>3</sup>	12.07 ha
大紀町	崎	中谷	11 m <sup>3</sup>	14.30 ha
度会町	注連指	屏風岩谷	56 m <sup>3</sup>	11.70 ha
伊賀市	島ヶ原	大谷	262 m <sup>3</sup>	3.63 ha

伊賀市	西山	鬼屋	40 m <sup>3</sup>	3.97 ha
伊賀市	西高倉	ナメリ	10 m <sup>3</sup>	5.27 ha
伊賀市	腰山	大滝	49 m <sup>3</sup>	3.35 ha
伊賀市	柘植町	木落	255 m <sup>3</sup>	5.70 ha
紀北町	紀伊長島区十須	広内	11 m <sup>3</sup>	8.00 ha
紀北町	紀伊長島区三浦	鹿焼	3 m <sup>3</sup>	0 ha
紀北町	紀伊長島区十須	大野内	0 m <sup>3</sup>	0 ha
紀北町	海山区小浦	桜谷	24 m <sup>3</sup>	2.93 ha
紀北町	海山区矢口浦	生熊 2	10 m <sup>3</sup>	2.90 ha
尾鷲市	梶賀町	丸山	24 m <sup>3</sup>	10.83 ha
尾鷲市	三木里町	猪山	9 m <sup>3</sup>	4.83 ha
熊野市	飛鳥町大又	池田平	32 m <sup>3</sup>	0.67 ha
熊野市	飛鳥町大又	大島谷	20 m <sup>3</sup>	5.33 ha
熊野市	神川町神上	向地(坊の谷)	7 m <sup>3</sup>	8.21 ha
御浜町	神木	東地	159 m <sup>3</sup>	7.88 ha
御浜町	川瀬	川瀬奥	140 m <sup>3</sup>	4.99 ha
紀宝町	桐原	大地山	320 m <sup>3</sup>	3.36 ha
合 計		45 箇所	4,891 m <sup>3</sup>	324.42 ha

※ 実績数値は、平成 28 年 3 月 31 日現在のものです。

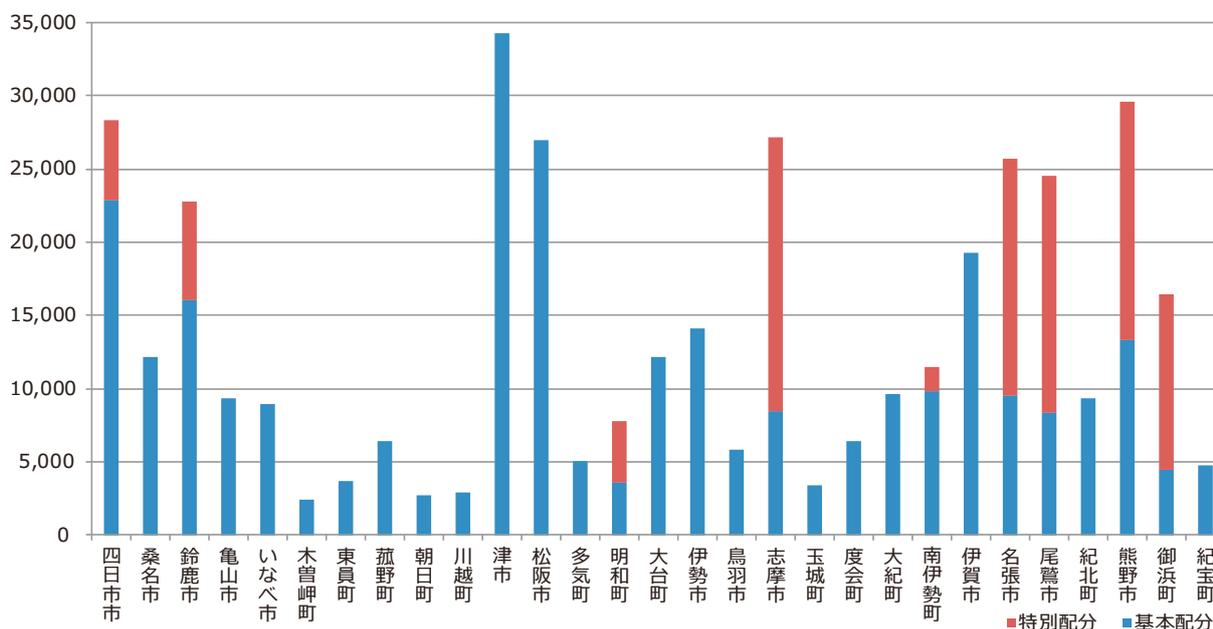
## 2 土砂・流木緊急除去事業

市町	大字等	地区名	土砂撤去体積	流木撤去体積
いなべ市	北勢町新町	南河内	3,268 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>
亀山市	関町市瀬	転石	100 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>
大台町	桧原	東又谷	13,945 m <sup>3</sup>	26 m <sup>3</sup>
大台町	桧原	東又谷 2	9,031 m <sup>3</sup>	41 m <sup>3</sup>
熊野市	五郷町寺谷	清水谷	818 m <sup>3</sup>	7 m <sup>3</sup>
熊野市	飛鳥町神山	石間淵	4,558 m <sup>3</sup>	420 m <sup>3</sup>
合 計		6 箇所	31,720 m <sup>3</sup>	494 m <sup>3</sup>

※ 実績数値は、平成 28 年 3 月 31 日現在のものです。

# みえ森と緑の県民税市町交付金事業実績

## 1 市町別実績



## 2 対策区分別実績

対策区分別取組件数と交付金額

取組のカテゴリ	取組件数		交付金額 (円)
	事業数	市町数	
対策区分1 土砂や流木を出さない森林づくり	2	2	5,356,136
対策区分2 暮らしに身近な森林づくり	29	20	103,525,440
対策区分3 森を育む人づくり	26	18	61,932,462
対策区分4 木の薫る空間づくり	31	15	163,013,940
対策区分5 地域の身近な水や緑の環境づくり	8	8	9,930,000
基金 (後年度に活用するための市町による積立)	13	13	49,700,852
合計	109	—	393,458,830

### 3 市町別実績一覧

市町名	対策区分	カテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額(千円)	
四日市市	2	病虫害被害木の伐倒駆除や防除	宮崎病虫害被害木伐倒事業	ヒュテ及びキャンプ場における病虫害による枯損木の伐倒	486	
	2	里山や竹林の整備	里山保全事業	住民が憩いの場として活用できる里山(市民緑地)の整備	494	
	2	里山や竹林の整備	水沢もみじ谷景観整備事業	景勝地の危険木除去及び崩落法面の補修	27,309	
	4	公共施設への木製品配備	図書館木製品購入事業	図書館への木製のイス、書架等の設置	8,640	
鈴鹿市	3	小中学生対象の森林環境教育	森と緑の生涯学習事業	公民館による小学生を主な対象者とした森林環境教育の実施	728	
	4	公共施設への木製品配備	応急診療所器具産材木製冊付き大型ﾊﾞｯｸﾞ設置事業	診療所への木製ベンチの設置	324	
	4	公共施設への木製品配備	学校図書館デザインサポート事業	小中学校図書館への木製ブックスタンドの設置	872	
	4	公共施設への木製品配備	木の薫る心やすらぐ空間づくり事業	中学校保健室等への木製テーブル、イス設置	1,561	
	2	里山や竹林の整備	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター事業用地内森林環境整備事業	獣害発生地域における緩衝林の整備	998	
	4	公共施設への木製品配備	江島総合スポーツ公園外施設整備事業	公園への木製ベンチの設置	3,046	
	2	病虫害被害木の伐倒駆除や防除	暮らしを守る森林保全事業	海岸林における病虫害被害木の伐倒及び防除	2,225	
	2	里山や竹林の整備	里山整備支援事業	住民による集落周辺の里山整備に対する支援	1,197	
	3	住民対象の森林環境教育	森林環境教育事業	のこぎりの使い方や竹ポットづくり体験講座の開催	227	
	4	公共施設への木製品配備	図書館分館木製品購入事業	図書館への木製のイス、書架等の設置	2,925	
	亀山市	2	里山や竹林の整備	里山・竹林生活環境保全支援事業	住民等による集落周辺の里山、竹林整備に対する支援	4,200
		2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	安全な通学路整備事業	通学路沿いの危険木の伐採除去	1,264
3		住民対象の森林環境教育	森と木材のふれあい事業	幅広い年代の市民を対象とした講座、教室の開催など	2,019	
3		木製遊具等の配布、導入	かめやまの木づかい支援事業	公共的施設における市産材家具購入に対する支援	930	
5		緑化活動の支援	緑あふれるまちづくり支援事業	企業及び地域協議会による緑化活動に対する支援	895	
いなべ市	3	木製遊具等の配布、導入	中学校卒業記念品配布事業	卒業記念品として中学生が製作した木製箸の配布	817	
	2	森林の計画混交林化	いなべ市環境防災林整備事業	放置され公益的機能が低下している森林の計画混交林化	1,669	
東員町	2	里山や竹林の整備	みえ森と緑の県民税市町交付金事業	荒廃が進んでいる緑地や森林の整備による人家裏や通学路沿いの危険木の除去	3,711	
	2	病虫害被害木の伐倒駆除や防除	病虫害被害木伐採搬出事業	住民等が実施する道路沿いの病虫害被害木の伐採に対する支援	257	
菟野町	3	住民対象の森林環境教育	こども樹木育成事業	樹木医指導のもとで行う、各木調査及び報告書作成	148	
	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境教育事業	小学生が樹木医指導のもとで行う植物群落指定地内の樹名板設置	186	
	5	保育園や公園等の緑化	公共施設(幼児一体化園)緑化事業	保育園等の植樹による緑化	810	
朝日町	5	保育園や公園等の緑化	森と緑とふれあい環境づくり事業	幼保一体化施設の芝生による緑化	1,035	
	3	木製遊具等の配布、導入	森と緑を大切に思う人づくり事業	幼保一体化施設及び児童館への木製遊具、机、イスの導入	876	
川越町	4	公共施設への木製品配備	木材利用促進事業	教育文化施設への木製テーブル、イスの設置	770	
	5	保育園や公園等の緑化	公共施設の緑化	児童館の芝生による緑化	2,944	

市町名	対策区分	カテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額(千円)
津市	3	小中学生対象の森林環境教育	夏休み森と緑の親子塾	小学生を対象とした体験活動型森林環境教育の実施	194
	3	住民対象の森林環境教育	まると林業体験	住民を対象とした林業体験(伐採、利用、植林)の実施	399
	3	森林環境教育施設の整備等	美里水源の森整備事業	森林環境教育の場としての水源の森整備と森林環境教育の実施	22,000
	4	県産材利用住宅等への支援	木材利用促進事業	地域産材を使用した公的施設及び住宅建設に対する支援	600
4	木質バイオマス利用促進	木質バイオマス利用促進事業	木質バイオマス利用促進事業	林地産材を木質バイオマス利用する場合の運搬経費の支援	616
	4	公的施設への木製品配備	防災物流施設の備品等木質化	防災コミュニケーションセンターへの木製品導入	3,622
2	人家裏や道路沿いの危険木の除去	人家裏や道路沿いの危険木の除去	三多気地区危険木除去事業	生活道路沿いの枯木・枯枝等の伐採除去	3,024
	4	公的施設への木製品配備	道の駅津かわげの備品等木質化	新設する道の駅「津かわげ」への木製品導入	3,803
松阪市	2	里山や竹林の整備	里山の森林安全安心対策事業	森林所有者や自主防災組織と連携した、集落周辺の荒廃森林の整備	9,568
	4	公的施設の木造、木質化	都市公園整備事業	県産材を使用した公園内の東屋整備	4,160
	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境学習事業	小学校における教室等の木質化と森林環境教育の実施	2,862
	3	小学校等への木製机・イスの導入	保育園管理運営事業	保育園への木製の机、イスの導入	7,393
4	木質バイオマス利用促進	木質バイオマス利用促進	木質バイオマス有効活用対策事業	木質バイオマス用の未利用間伐材集積場における計測器購入の支援	3,000
	3	小中学校等への木製机・イスの導入	県産材を活用した学校机・イス整備事業	小学校への木製の机とイスの導入	4,980
3	小中学校等への木製机・イスの導入	小中学校等への木製机・イスの導入	学校木製備品購入事業	小学校への木製の机とイスの導入	7,726
	2	人家裏や道路沿いの危険木の除去	ほっとする道ばた森林整備事業	宮川と道路間にある人工林の整備	7,996
伊勢市	2	病害虫被害木の伐倒駆除や防除	森林整備事業	沿岸部の防風林における病害虫防除のための樹幹注入	3,944
	4	公的施設の木造、木質化	公園整備事業	県産材を使用した公園内の東屋整備	9,079
鳥羽市	2	里山や竹林の整備	暮らしに身近な森林整備事業	荒廃した里山の整備、農地に隣接した里山の緩衝林化	5,870
	2	病害虫被害木の伐倒駆除や防除	里海・里山保全事業	松林の公園や景勝地における病害虫防除のための樹幹注入	2,740
志摩市	3	小中学生対象の森林環境教育	里山体験事業	小学生を対象にした講習会や森林施業、成林体験学習の開催	469
	4	公的施設の木造、木質化	里地・里山公園木質化整備事業	県産材を使用した公園内の木柵及び木道の整備	3,542
2	里山や竹林の整備	松山路地区森林整備事業	里山の避難路、散策路整備	里山の避難路、散策路整備	1,750
	4	公的施設の木造、木質化	磯部地区幼保一体化施設整備事業	新たに建築する幼保一体化施設の木質化	18,622
玉城町	4	公的施設への木製品配備	公共施設木質化事業	保育所への木製下駄箱の設置	3,022
	4	公的施設への木製品配備	公園整備事業	公園への木製ベンチの設置	820
度会町	4	公的施設の木造、木質化	遊水プール整備事業	遊水プールへの県産材を使用した日除けの整備	1,426
	4	公的施設の木造、木質化	バザールわたり整備事業	公園の食堂・売店へのウッドデッキ等の整備	1,050
5	身近な公園等の整備	登山道整備事業	登山道整備事業	木製看板の設置等による登山道の整備	1,150
	2	人家裏や道路沿いの危険木の除去	生活環境林整備事業	人家裏や公共施設、通学路沿いの危険木の伐採除去	2,279
1	溪流内の倒木や流木の除去	溪流内の倒木や流木の除去	溪流倒木等処理事業	溪流沿いの倒木、流木の除去	1,226
	3	住民対象の森林環境教育	木材利用促進・普及事業	住民を対象とした木工教室の開催	100
4	公的施設の木造、木質化	公共施設の木造、木質化	金輪地区集会所整備設計業務	新たに建築する集会所を木造化するための実施設計	2,592

市町名	対策区分	カテゴリー	市町事業名	事業内容	交付金額 (千円)
南伊勢町	2	里山や竹林の整備	竹林伐採整備事業	人家裏で繁茂した放置竹林の伐採	681
	3	住民対象の啓発イベント開催	合併10周年記念事業	合併10周年記念事業と併せて記念植樹イベントを実施	1,065
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険木除去事業	公共施設周辺及び通学路等の危険木の伐採除去	8,091
	4	公共施設への木製品配備	町施設備品購入	町庁舎及び保育園、病院等への木製本棚の設置	1,621
名張市	4	木質バイオマス利用促進	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	未利用間伐材を木質バイオマス利用する場合の運搬経費の支援	2,374
	5	身近な公園等の整備	森林公園等環境活用整備事業	住民による公園整備に対する支援	1,200
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険木伐採事業	通学路等周辺の危険木の伐採除去	2,602
	3	森林環境教育施設の整備等	木に親しむ図書購入事業	森林や木材に関する図書の購入	100
伊賀市	4	公共施設の木造、木質化	公共施設木造化事業	新たに建築する保育園の木造化	19,450
	3	木製遊具等の配布、導入	伊賀市ウッドスタート事業	1歳児、3歳児へのスプーン、箸の配布と保育施設等への遊具導入	4,442
	2	里山や竹林の整備	みんなの里山整備活動推進事業	住民による集落周辺の里山、竹林整備に対する支援	4,187
	3	小中学生対象の森林環境教育	伊賀の森っこ育成推進事業	小学校における森林環境教育に対する支援	2,468
尾鷲市	3	住民対象の森林環境教育	地域の森と緑のつながり支援事業	住民による森と緑の学習活動実施に対する支援	292
	4	公共施設の木造、木質化	尾鷲市保育所整備事業	新たに建築する保育園の木造化	20,832
	3	小中学校等への木製机・イスの導入	木とふれあう学校環境づくり事業	市町交付金事業により導入した机、イスの維持管理	381
	4	公共施設への木製品配備	木のぬくもりを感じる図書館づくり事業	図書館への木製の机、イスの設置	3,323
紀北町	1	溪流内の倒木や流木の除去	河川周辺森林立枯木整備事業	河川沿いの枯損木の伐倒除去	4,130
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	危険木伐採事業	住民が実施する人家裏の危険木伐採に対する支援	771
	2	里山や竹林の整備	集落周辺森林(里山)整備事業	住民等による集落周辺の里山整備に対する支援	326
熊野市	3	小中学生対象の森林環境教育	森林環境教育活動支援事業	小学校における森林環境教育の実施	200
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	身近なみどり整備推進事業	森林所有者が実施する人家裏の危険木伐採に対する支援	424
	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	暮らしを守る危険木伐採事業	集落間を結ぶ生活道路沿いにおける危険木等の伐採除去	3,726
	4	県産材利用住宅等への支援	木造住宅建設促進対策事業	地域産材を使用し、モデルハウスとして提供することを同意した住宅建設への支援	80
	4	公共施設の木造、木質化	湯ノ口温泉森林保護施設整備事業	県産材を使用した森林保護施設の整備	23,706
御浜町	5	身近な公園等の整備	森とのふれあいの場拠点づくり事業	森とふれあえる公園の歩道等整備	1,596
	2	里山や竹林の整備	里山・集落環境再生保全事業	住民による集落周辺の里山整備に対する支援	521
	3	住民対象の森林環境教育	森林環境教育事業	住民が参加する森の健康診断の実施	100
	4	公共施設の木造、木質化	公共施設木質化事業	公共施設(食堂)の木質化	790
	4	公共施設の木造、木質化	学校施設木質化事業	小中学校の木質化及び木製品の導入	15,011
紀宝町	2	人家裏や道路沿い等の危険木の除去	学びにやさしい里山再生事業	通学路沿い及び学校周辺の荒廃した里山における危険木の除去	1,215
	5	身近な公園等の整備	森とのふれあいの道整備事業	住民による森とのふれあいのための歩道等整備に対する支援	300
	3	住民対象の森林環境教育	森と緑の環境教育事業	森や緑に関するパネル展や講演会、自然体験会の実施	830
	4	公共施設の木造、木質化	学校施設木造化事業	小学校への木造屋外トイレの整備	1,735
13市町		後年度に活用するための基金積立	後年度に実施するみえ森と緑の県民税市町交付金事業に活用するための基金への積み立て	49,701	

# 災害に強い森林づくり推進事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区<sup>※</sup>(以下、危険地区)」の溪流沿いの森林を対象に、県が流木災害等を抑制するため、①溪流内の危険木の除去、②流木や土砂の流下を緩衝する溪流沿いの森林整備、③倒木や土砂の溪流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝林の整備を進めます。

また、危険地区流域内の森林において、豪雨時に流下して下流に被害を与える恐れのある治山施設等に異常堆積した流木や土砂等について、除去を行います。

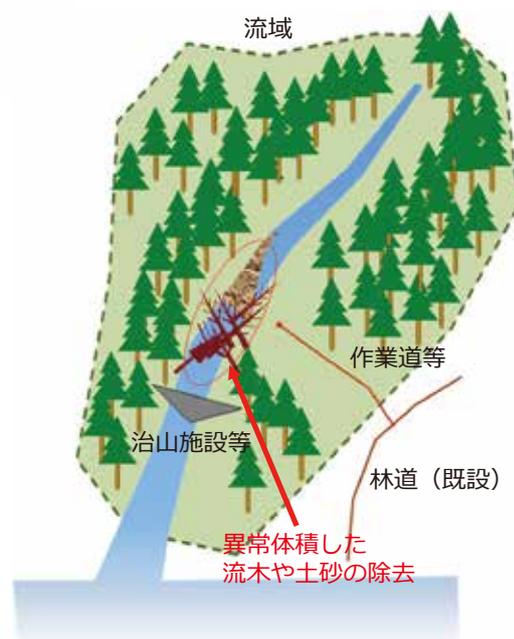
## I 災害緩衝林整備事業

- ① 危険地区溪流部において、流木になる恐れのある危険木を下流へ流れ出さなくするための「危険木の伐採、撤去」
- ② ①の周辺溪岸部において、上流からの土砂の流下を緩和するために「立木の大径化を促す調整伐、伐採木の撤去」
- ③ ①②の周辺山腹部において、溪流内に土砂が流れ出さなくするために「立木の根系の発達を促す調整伐」



## II 土砂・流木緊急除去事業

危険地区流域の森林において、豪雨等によって流出し人家等に被害を与える恐れのある「異常堆積した流木や土砂等の除去」



※ 崩壊土砂流出危険地区とは、地形(傾斜、土層深、溪床勾配)、地質、林況等からみて、山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区を表したものです。国の調査要領に基づく調査結果であり、土地利用等に制限を加えるものではありません。

## 1 災害緩衝林整備事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区」の溪流沿いの森林を対象に、流木災害等を抑制するため、①溪流内の危険木の除去、②流木や土砂の流下を緩衝する溪流沿いの森林整備、③倒木や土砂の溪流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝林の整備を進めます。

<整備前の森林の状態>

流出する恐れのある危険木が存在

間伐不足で過密小径な林分

下層植生がみられず表土が流出

(整備前)



危険木の除去

溪流・溪岸部

<整備区分 青字：立地環境 赤字：整備内容>

①溪流部で危険木の除去⇒流木発生抑制

②溪岸部で調整伐による立木の大径化促進⇒森林の抵抗力の増加⇒流木・土砂等流下緩衝

③山腹部で調整伐による根系の発達促進、土砂止の設置⇒斜面の安定化⇒流木・土砂等流出抑制

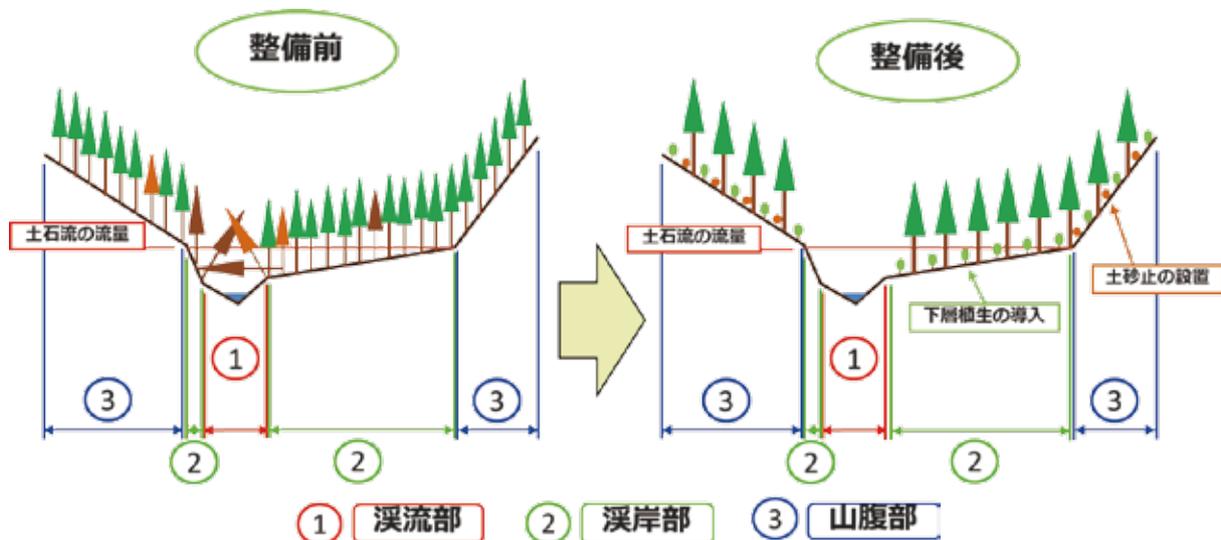
(整備後)



伐倒木を利用した土砂止の設置

山腹部

【整備区分横断面図】



## 2 土砂・流木緊急除去事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区」の溪流沿いの森林を対象に、治山施設等に異常堆積した土砂や流木について、台風や豪雨の際に流出して下流に被害を与える恐れのあるものを撤去します。

# みえ森と緑の県民税市町交付金事業

## 1 事業の目的

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下、みえ森と緑の県民税の導入趣旨）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開することができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下、市町交付金）を交付するものです。

## 2 市町交付金の総額

みえ森と緑の県民税の税収から制度の運営に必要な経費を除いた残りの概ね半分を市町交付金の総額とします。（5年間の総額で、県：市町＝5：5とする。）

## 3 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本配分枠」と、事業費が基本配分枠を超える場合への対応として、市町からの申請に基づいて弾力的に配分する「特別配分枠」があります。

基本配分枠の総額と特別配分枠の総額は、市町交付金の総額を概ね3：1の割合で案分します。

### 1) 基本配分枠の配分

均等配分を1市町当たり200万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分します。この時の配分割合は人口：森林面積＝1：1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

### 2) 特別配分枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度の10月に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を同年度の12月末に市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、特別配分枠交付金には、市町1回当たりの申請額に上限を設け、その額を2,000万円としています。

また、5年間の申請上限額を設け、その額を3,000万円としています。

## 4 市町交付金の使い途

交付金事業では、「交付金事業実施の3原則」を踏まえた上で、「対策の基本的な考え方」に則った事業を実施します。

### 1) 交付金事業実施の3原則

交付金事業の実施にあたっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

#### 交付金事業実施の3原則

【原則1】 既存事業の財源に巻き替えること無く、新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。

【原則2】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

【原則3】 産業振興を目的としたものでないこと。

### 2) 2つの基本方針と5つの対策

原則2に示す「2つの基本方針と5つの対策」は『第1 みえ森と緑の県民税の創設』の『3 みえ森と緑の県民税を活用した施策』のとおりです。

# みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日  
三重県条例第十号

(趣旨)

第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。)に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二条第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定は、平成二十六年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

# みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日  
三重県条例第九号

## (設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

## (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

## (処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

## (繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

### (積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

### (処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

### (三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

# みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日  
三重県条例第七十九号

## (設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（次条第一号及び第二号において「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

## (組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

## (委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

## (会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

## (委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



【問い合わせ先】

三重県 農林水産部 みどり共生推進課  
〒514-8570 三重県広明町 13  
電話 : 059-224-2513  
FAX : 059-224-2070  
E-mail : midori@pref.mie.jp

平成28年11月発行